

令和5年 第2回定例会

喜界町議会会議録

令和5年6月6日 開会

令和5年6月13日 閉会

喜 界 町 議 会

令和5年第2回定例会会議録目次

第1号（6月6日）（火曜日）

1、開 会	6
1、開 議	6
1、会議録署名議員の指名	6
1、会期の決定	6
1、諸般の報告	6
1、行政報告	7
1、一般質問	8
1. 倉橋博都議員	9
【通学路の安全について】	
【観光案内及び集落名の看板設置について】	
【嘉鈍集落の巨大ソテツについて】	
【野生シカ及び野生猪について】	
2. 良岡理一郎議員	14
【自然災害対策について】	
【新型コロナウイルス感染症について】	
【マイナカードおよびマイナ保険証について】	
【教員の勤務実態について】	
3. 米田信也議員	35
【空路、航路の離島割引制度の拡大について】	
【雨天時の海への土砂流出による環境への影響について】	
【旧東部地区簡易水道について】	
4. 土岐和貴議員	40
【過疎化を食い止めるために新たな取り組みは】	
【観光ビジネス拠点について】	
【一般財源を増やしていくためには】	
【令和5年度新型コロナワクチン接種について】	
5. 榮 優太議員	56
【堆肥センターについて】	
【子どもの学習支援について】	
6. 生島常範議員	69
【堆肥センターについて】	
【「きらりと輝く人づくりとアカデミックな観光展開」について】	
1、承認第1号～6号上程	78
（説明、質疑、討論、採決）	
1、承認第7号上程	80

(説明、質疑、討論、採決)	
1、承認第8号～9号上程	81
(説明、質疑、討論、採決)	
1、報告第3号～7号上程	83
(町長報告)	
1、議案第27号上程	84
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第28号～29号上程	85
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第30号上程	85
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、同意第1号～11号上程	87
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、散 会	88
 第2号(6月13日)(火曜日)	
1、開 議	91
1、各常任委員長報告	91
(議案第27号)	
1、総務文教常任委員長報告	93
(議案第28号～29号)	
1、議案第31号上程	94
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第32号上程	96
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第33号上程	97
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議員派遣報告について	98
1、議員派遣の件について	100
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	100
1、閉 会	101

令和 5 年第 2 回喜界町議会定例会

令和 5 年 6 月議会

令和5年第2回喜界町議会定例会会期日程

6月6日開会～6月13日閉会 会期8日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
6	6	火	本会議（開 会）	一般質問・議案上程	
	7	水	各常任委員会	付託議案審査	
	8	木	休 会		
	9	金	休 会		
	10	⊕	休 日		
	11	⊕	休 日		
	12	月	休 会		
	13	火	最終本会議	委員長報告・他	

令和 5 年第 2 回喜界町議会定例会

令和 5 年 6 月 6 日

(第 1 日)

令和5年第2回喜界町議会定例会

令和5年6月6日（火曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 行政報告

○日程第5 一般質問

通告順

1. 倉橋博都君

【通学路の安全について】

【観光案内及び集落名の看板設置について】

【嘉鈍集落の巨大ソテツについて】

【野生シカ及び野生猪について】

2. 良岡理一郎君

【自然災害対策について】

【新型コロナウイルス感染症について】

【マイナカードおよびマイナ保険証について】

【教員の勤務実態について】

3. 米田信也君

【空路、航路の離島割引制度の拡大について】

【雨天時の海への土砂流出による環境への影響について】

【旧東部地区簡易水道について】

4. 土岐和貴君

【過疎化を食い止めるために新たな取り組みは】

【観光ビジネス拠点について】

【一般財源を増やしていくためには】

【令和5年度新型コロナワクチン接種について】

5. 榮 優太君

【堆肥センターについて】

【子どもの学習支援について】

6. 生島常範君

【堆肥センターについて】

【「きらりと輝く人づくりとアカデミックな観光展開」について】

- 日程第6 承認第1号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 日程第7 承認第2号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第8 承認第3号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第9 承認第4号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第10 承認第5号 令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第11 承認第6号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第12 承認第7号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第13 承認第8号 喜界町課設置条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第14 承認第9号 喜界町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 報告第3号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第16 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第17 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（農業集落排水事業特別会計）
- 日程第18 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- 日程第19 報告第7号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第20 議案第27号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第28号 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第29号 喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定について
- 日程第23 議案第30号 令和5年度喜界島港（浦原地区）浚渫工事の工事請負契約の締結について
- 日程第24 同意第1号 喜界町農業委員会委員の任命について（加島氏）
- 日程第25 同意第2号 喜界町農業委員会委員の任命について（川村氏）
- 日程第26 同意第3号 喜界町農業委員会委員の任命について（嶺倉氏）
- 日程第27 同意第4号 喜界町農業委員会委員の任命について（山口氏）
- 日程第28 同意第5号 喜界町農業委員会委員の任命について（肥後氏）
- 日程第29 同意第6号 喜界町農業委員会委員の任命について（益田氏）
- 日程第30 同意第7号 喜界町農業委員会委員の任命について（要氏）
- 日程第31 同意第8号 喜界町農業委員会委員の任命について（直氏）
- 日程第32 同意第9号 喜界町農業委員会委員の任命について（芝山氏）

- 日程第33 同意第10号 喜界町農業委員会委員の任命について（廣氏）
- 日程第34 同意第11号 喜界町農業委員会委員の任命について（宮本氏）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	岩松利和君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	農業振興課長	武藤裕和君
教委総務課長	菊地典子君	まちづくり課長	徳勝志君
教委生涯学習課長	盛実君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和5年第2回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、倉橋博都君及び榮 優太君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から13日までの8日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの8日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（榮 哲治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。3点あります。

1点目は、去る5月11日に知名町文化ホールにて、第64回奄美群島市町村議会議員大会が開催されました。

向野会長挨拶の後、町村議会議員在職10年以上の自治功労賞の表彰があり、本町からは幸議員と河上議員が表彰されました。

今井知名町長の歓迎の挨拶に続き、新川大島支庁長、高岡大島郡町村会長の来賓祝辞、三反園衆議院議員の国政報告、4名の県議による県政報告がありました。

その後、議事に入り、各地区から提出された5件と議長会提出の2件の提案理由説明があり、各県議による現状の取組について説明がありました。

引き続き講演があり、「沖永良部におけるゼロカーボンに向けた取組について」と題して、知名町企画振興課の地球温暖化対策専門職、乾大樹氏による講話が行われました。

2点目は、去る5月16日、鹿児島市民文化ホールにて、町村議会議員研修会が開催されました。

熊本県西原村議会議員、堀田直孝氏による「住民の自助・協働による避難所運営、熊本地震から学ぶ地域のつながりについて」と題し、講演がありました。

西原村は熊本地震の震源となった断層の上にも位置しながらも、人的被害を少なく抑えることができたことから、奇跡の集落と呼ばれています。西原村ではいつか必ず地震が来ると考え、毎年、住民全員参加の発災型対応の防災訓練を実施してきました。

熊本地震の直後の避難所は行政が運営することになっているが、実際には自治体職員の人員は少なく、住民共助の避難所運営が必要である。全員が役割を担い、一人一人が存在感を持つことでストレスのない避難所生活を送ることができた。ただ支援を待つだけではなく、いかに住民の自助・共助で生き残れるかが大事であるとのことでした。

引き続き、「AIの普及による生活、地方行政への影響と課題、ChatGPTによる新たな可能性について」と題し、IT評論家長谷川文雄氏の講演がありました。

AIをめぐる最近の動向として、コンピューター、インターネットの活用により、人間が思考、判断、操作する行為をAIが代替してくれる革命的なAIの登場としてChatGPTがあります。ChatGPTとは、人間が入力した質問に対して、AIの機械学習を用いて適切な回答を自動的に提示できるようにするサービスであります。自治体への導入による効果や今後の課題について講話されました。

3点目は、5月23日、奄美市名瀬の市民交流センターで奄美群島広域事務組合臨時総会が開催されました。

23年度一般会計補正予算、23年度奄美TIDAネシア基金特別会計補正予算など3議案を可決しました。一般会計には、同組合が入居する奄美会館の老朽化による事務所移転費用などを追加計上しました。特別会計では、米国のシラキュース大学が保有する米軍政府時代の奄美群島資料調査研究支援事業補助金を盛り込みました。調査研究成果の写真展も群島の主要5島で計画をしております。

引き続き、奄美群島大島紬振興対策協議会総会が開催されました。

22年度事業報告と決算、23年度事業計画と決算を承認しました。22年度の検査反数は前年度10%減の2,878反でありました。23年度は不正紬輸入差止め、紬従事者実態調査、本場奄美大島紬協同組合との連携による販路開拓、後継者育成補助に取り組むことが了承されました。

以上で報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（榮 哲治君）

日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可します。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。

それでは行政報告として、私のほうからは2点御報告いたします。

まず1点目でございますが、DX推進についてでございます。

本町はデジタルトランスフォーメーション、DXを推進し、行政の効率化、サービス向上、それから住民の利便性向上を目指しまして、オンライン行政サービスの拡充を行い、行政手続のデジタル化を促進いたします。

DX推進のため助言・協力をしていただく目的で外部から政策参与として、総合政策部門に鹿児島県DX推進アドバイザーを務めておられる陣内裕樹氏、教育部門に東北大学大学院の客員教授を務めておられる小出泰久氏両名を委嘱いたしました。

委嘱式終了後に管理職を中心としまして、職員向けにDX推進研修会を行ったところでございます。現在、各課からDX推進協力員を募りまして、業務の洗い出しや取組事項の策定を行っております。今年度中にこのDX推進計画を策定、公表いたしたいと思っております。

2点目に、脱炭素推進についてでございます。

国は2050年カーボンニュートラル達成に向けまして、各省庁において施策を進めているところでございます。本町におきましても、子や孫の世代が住んでよかったと思える元気な島を将来像に置きまして、基幹産業である農業を核とし、災害時のレジリエンス向上、それから地域資源による経済活性化、快適な暮らしを念頭に、離島における地域脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを令和5年3月議会におきまして施政方針で表明したことによりまして、国内でゼロカーボンシティ937番目の地方公共団体となりました。

令和5年度からはその実現の達成のために総務課内に脱炭素推進監を配置し、庁舎内職員による地域脱炭素プロジェクトチームを設置いたしました。さらに、産官学金が密接に連携をしまして、地域ならではのコンソーシアムの設置を目的に、島内や島外の関係者及び関係機関と協議を行っているところでございます。

今後は本町の地域資源を生かし、脱炭素による環境・社会・経済の統合的課題解決を行ってまいりたいと思っております。

以上2点、御報告を申し上げまして行政報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

以上で行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第5、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

通学路の安全についてほか3件、倉橋博都君の発言を許可します。

倉橋博都君。

[倉橋博都君登壇]

○5番（倉橋博都君）

町民の皆さん、おはようございます。一般質問の1番目ということでちょっと緊張してはいますが、皆さんの御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最初に通学路、通園時の安全対策について質問したいと思います。

2018年大阪北部地震で当時小学4年生の娘が登校中に長さ約40メートル、高さ1.6メートルのブロック塀が倒壊し、下敷きになって亡くなるという痛ましい事故があったと記憶しています。

近年、日本各地で地震が多発していることに鑑み、子供たちの通学路及び通園時にブロック塀が多く見られ、中には傾いて亀裂が入っている箇所もあります。本町においても園児や児童の通園・通学の時間帯に地震が起こり得る可能性が考えられます。

そこで質問ですが、通学・通園時のブロック塀の点検が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

通学路の安全確保や点検は学校や教育委員会が中心となりますが、集落などの地元自治体や保護者、警察などの交通関連機関や道路管理者などの関係者が連携することが不可欠であるとされております。

そこで、本町の各学校では保護者や地域などと連携して、校区内の危険箇所を示した安全マップを作成し、注意喚起や必要な指導などを行っております。また、年数回、集団下校を実施し、教職員と子供たちで危険箇所の確認や点検に努めているところでございます。

また、教育委員会では各学校からの情報を基に、警察や大島支庁喜界事務所、町まちづくり課などの道路管理者などとともに毎年通学路の合同点検を実施し、現地調査や必要な対応を行っているところでございます。

これまで先ほど御指摘がありました事故などを受けて、学校や公共施設などのブロック塀の点検は実施しておりますが、民家のブロック塀の点検までは学校や教育委員会等だけでは限界があるため、保護者や地域と連携した情報収集や実態把握などに今後努めてまいりたい。そして、安全マップに加えるなど、反映させる工夫をしたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

これは例としてですけれども、我が志戸桶の墓地のところにもブロック塀とかがあります。中には亀裂が入って、今にも崩れそうな箇所があります。

これはほかの町村の話ですけれども、和泊町では危険性の高いブロック塀等と判定されたものに対し、助成対象経費の2分の1、上限20万を助成していると伺っております。

本町では危険箇所の点検等がなされた経緯があるのか否か。また、園児や児童の通園・通学の安全確保の観点から早急な点検が必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

点検等については、先ほどもお答えいたしましたけれども、教育委員会としては年1回、合同で実施をしております。それからまた、先ほど申し上げましたけれども、各学校ではそういった危険箇所の情報収集に努めているところでございます。

これまでちなみにブロック塀に関する事例としては、2年ほど前だったと思っておりますけれども、学校からそういう情報が寄せられまして、空き家だったんですが、集落区長を通して、空き家の管理者に対して協力依頼を求め、撤去した事例がございますけれども、民家の場合にはどうしてもそういった所有者あるいは管理者の理解、協力というのが必要にならうかと思っております。

先ほど御指定ございました他の町の事例等もまた参考にしながら検討していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても実態把握のための情報収集等に努めてまいりたいと思っておりますので、また、そういった具体的な箇所がございましたら、お教えいただければと考えます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

最近、地震も多くて、私もよく志戸桶辺りを通るときに傾いたりしてるところがあるので、本当に子供たちが通るときには危ないなと思ってますんで、ぜひそこら辺もまた、教育長、よろしくお願ひしたいと思っております。

2番目の質問ですけど、観光案内板と案内及び集落名の看板設置についてお伺ひしたいと思います。

令和3年7月に奄美大島が世界遺産に登録になり、我が島にも観光客が多く来るようになったような感じがします。観光案内及び集落の看板が少ないという観光客の方からの意見もありますので、そこで質問ですが、看板の設置等は考えてはいないでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

倉橋議員の御質問にお答えいたします。

観光案内板につきましては、設置後の維持管理費や先ほど町長の行政報告でもありました社会全体のデジタル化への移行等を考慮いたしまして、令和3年度に整備を行いました喜界町公式観光アプリ、今も隆起を続けるサンゴでできた島を今後は観光客の皆様には積極的に活用していただくよう、さらなる周知活動を行ってまいりたいと考えております。

ただし、主要な既存看板につきましては、今後も財政サイドと協議の上、整備、維持管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

荒木の集落の入り口にいい看板がありますよね。あの看板を見たら、やっぱりああいう看板が欲しいかなと思ったりもするんですが、どうですか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

先ほども答弁いたしましたけども、維持管理とかという全体的なコストの面を考えると、社会全体がそういったデジタル化に移行しておりますので、そういったところを活用しながら、既存にある主要なところにつきましては、先ほど申し上げましたけども、財政サイドと協議の上、残していきたいと。

ですので、新たな看板設置につきましては、単なる案内板ではなく、違う手法で使えるものに国の補助事業等も方向転換されておりますので、そういったところを活用しながら、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ありがとうございます。ぜひ観光客が見やすい看板とかをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に行きます。

嘉鈍集落の巨大ソテツについてですけど、これも奄美大島が自然遺産になり、確かに我が島にも観光客が来るようになったと思っております。嘉鈍集落の中ほどにかごしまロマン街道、巨大ソテツの看板を見て、町指定の天然記念物の巨大ソテツを見に行くことがあると思いますが、手入れもされてないソテツを見て、がっかりすると思えます。

そこで質問ですが、今後どのようにソテツを生かしていくのか、お伺ひしたいです。

○教育長（久保康治君）

ソテツが大分傷んでいるというようなことも含めてだろうと思っておりますけれども、この巨大ソテツは、先ほどありましたとおり、町指定の文化財でございます。そのため、その保存、活用等については、喜界町文化財保護審議会で審議、検討し、そして、教育委員会が対応することになります。

そのことを踏まえて、巨大ソテツについて、昨年12月に文化財保護審議会で現地確認を実施いたしました。今後の対応等も協議しているところでございます。その中で状態がかなり危機的であること、それから、何らかの対応が必要ではないかという御指摘も受けております。

教育委員会としては、現在、その傷み具合については、大学の先生や樹木医などの専門家に現在の見立てや対応等の問合せや相談等を進めているところでございます。

先ほど手入れの件もありましたけども、含めて、今後、その意見や助言等を基に文化財保護審議会で引き続き協議してまいりたいと、できるだけ早急に対応したいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

はい、ありがとうございます。もう枯れかかってて、見てもがっかりするようなソテツですので、ぜひよろしく。

それとも違いまして、町指定の天然記念物に関してですけど、志戸桶のほうにハスノハギリという木があるんですが、もうその木がでかくなり過ぎて、手入れが台風とかで枝が折れたりする可能性もあるんですが、そこら辺の対応もしてくれるかなと思っているんですけど、どうですか。

これはまた一般質問と違うんですが、いいですか。

○議長（榮 哲治君）

通告外でありますけども、教育長、よろしいですか。

○5番（倉橋博都君）

いいですか。ちょっとというか……。同じ町指定の……。

○議長（榮 哲治君）

答えれるのであれば……。

○5番（倉橋博都君）

はい、すいませんが、お願いします。

○教育長（久保康治君）

先ほどの巨大ソテツについても、私も現地の確認をしてまいりました。今の寄せられた情報についても、また、一応、現地確認等をしまして、今後、対応が必要であれば、検討していきたいと思えます。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ありがとうございます。

あの木はちょっと高くなり過ぎて、大分、台風のとくに枝が折れるんじゃないかというぐらいの生え方をしていますんで、ぜひ見て行って、検討をよろしくお伺いしたいと思えます。

最後の質問ですけども、野生鹿及び野生のイノシシについてお伺いしたいと思えます。

年々、野生鹿が増えている状況だと思えます。令和4年度3月11日までの駆除件数は67頭と聞いております。

令和4年度の1頭当たりの駆除費が1万5,000円から2万円に上がっていると聞いておりますが、その中の5,000円は焼却費用と聞いております。そこは後でお伺いしたいと思えますが、よろしくお伺いします。

実質は1万5,000円の猟友会の方のわなの仕掛けで、大きい鹿になると3人ぐらいの大人数

で駆除している人も中にはいると思います。また、畑の奥から運搬して、苦勞をしている人もいると聞いています。また、鹿肉をなかなか食べる人も少ないのが現状だと思います。

そこで質問ですが、駆除費の増額はできないかをよろしくお願ひします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの倉橋議員の野生鹿の取組について、質問に対してお答えいたします。

野生鹿をはじめ鳥獣被害対策については、これまでも度々、一般質問で取り上げられてきており、町としましては、これまでわな資格取得者に対する費用の助成であったり、捕獲技術の専門員を招聘し、スキルアップを図る研修会などを開催するなど対策を講じてきたところでございます。

また、今般の燃料等の高騰による駆除従事者の負担軽減等を踏まえ、前回、令和4年10月にも駆除費の見直しを行ってきたところでございます。

ただ、推定生息数の増加など、早期解決に向けた対策をさらにスピード感を持って取り組む必要があると我々も感じております。そのため、再度、駆除費の見直しを行い、対策の強化を図ることとしました。

1点目の1匹当たりの駆除費の増額はできないかということですが、前回の見直しでは、1頭当たり1万円から1万5,000円へ引上げを行っております。さらに今回、10頭目から2万円へ増額することとし、対策の強化を図ってまいりたいと考えております。これは今年の4月1日に遡って、実施したいと思っております。

この駆除費の助成については、議員も御存じだと思いますが、国の補助金を活用しております。内容につきましては、成獣1頭当たり7,000円、幼獣1頭当たり1,000円の補助事業を活用し行っておりますが、残りの分は全て町の単費負担となっております。

本町の野生鹿の問題は他市町村と違い外部から持ち込まれたもので、根絶を目的としており、そのような事情をこれまで県などへ説明をし、支援策の強化をお願いしてきたところでございます。このことについては、引き続き要望を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ありがとうございます。ぜひ検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目に、猟友会の方からもよく聞くんですが、子供の鹿も親鹿同様、駆除費を出せないか。

子供の鹿は駆除費は5,000円と聞いておりますが、1頭は1頭だと思ひますが、この金額では捕獲した子鹿を逃がす人もいるということも聞いておりますが、そこら辺はいかがですか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの幼獣も成獣同様の駆除費を出さないかということなんですが、先ほども申し上げましたとおり、やはりスピード感を持った対策を講じていく必要があるということで改めて考えているところですが、幼獣につきましても、駆除従事者の目的意識の高揚を図ることなどから、成獣同様の金額とし、同じく4月1日に遡って実施したいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

ありがとうございます。ぜひ検討よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけども、最近イノシシの話がよくたまに聞こえるんですが、イノシシについて大体何頭ぐらいいらっしゃるのか。そこら辺が分かれば、大体でいいんですけど、お願ひしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

3点目の野生イノシシは何頭ぐらいいるかという御質問でしたが、先ほどの野生鹿の調査目的で監視カメラを設置しておりますが、百之台周辺に設置しているカメラにイノシシであろうと思われる個体が写っているのが確認されております。

ただ、カメラに写っていたのは単独1頭だけで、複数いるかは確認ができていない状況でございます。そのため、全体の頭数についても、現在、把握はできていない状況です。

ただ、イノシシが生息していることを確認してから、すぐ箱おりを設置して、駆除をする対策を取っております。ただ、今現在、まだ駆除には至っていない状況です。

今後も複数生息している可能性も十分考えられると思われまますので、今後、監視活動と併せ、目撃情報などの実態把握に努め、引き続き対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

倉橋博都君。

○5番（倉橋博都君）

鹿やイノシシが増えると、他市町村でも畑の周りはいいいんですけど、中はもう荒らされてる状態になっていると聞いております。もしつがいでもいるようだったら増えていくのかなと思っておりますので、ぜひそこら辺の調査をよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで倉橋博都君の一般質問を終わります。

続いて、自然災害対策についてほか3件、良岡理一郎君の発言を許可します。

[良岡理一郎君登壇]

○8番（良岡理一郎君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の良岡理一郎です。

早速ですが、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

今年も先週の大型台風2号により交通機関、とりわけフェリーの欠航により町内のスーパー等小売店におきましては、いわゆる日販品といわれますパンとか牛乳が品切れを起こすだとか、あるいは倒木も一部地域では発生したようであります。

本町での被害という点では、そう大きくはなかったんだろうと認識いたしますが、御存じのように、今回から線状降水帯という気象上の概念が出てきてまして、これで本土のほうが集団豪雨的な大きな被害を受け、そして、亡くなられてる方もいらっしゃるようです。そういう点では心からお見舞い申し上げたいと思います。

さて、この大きな自然災害は私ども喜界町におきましては、過去5年間で平成30年の台風24号。そのときは空き家、倉庫、牛舎、農業施設、そして、町のあちこちにあります避難所も甚大な被害を受け、復旧に相当な時間と費用を要したところであります。

避難所に避難された方は38世帯の64名でした。この台風が終わった後、後日、町民の皆様からはあのときはやはり避難しておけばよかったという声が多く聞かれたのが、この台風24号であったわけであります。

そして、令和2年の台風10号が来ました。当初予定していた2か所の避難所では間に合わず、町で用意した避難所を7か所、集落の公民館、そして、親類宅への避難もあったようですが、全体としまして、1,000名を超える方が避難をされたというのが台風10号でございます。

喜界町の町民の数からしますと、実に町民の2割に近い方たちが何らかの形で台風10号のときには避難をしたと。もっとも事前の情報が最大瞬間風速70とか80とか、非常に大きな我々が経験したこともないような予想がされたということもありますけども、やっぱり多くの方が避難されたということでもあります。

そして、令和4年のトンガ沖大噴火に伴う1月16日、未明とっていいと思うんですが、津波警報。このときの避難者も160名。車中泊避難につきましては、台数で見ますと、約460台が屋外に避難されたということが記録をされてるわけであります。

さて、今後におきましても、喜界町におきまして、現在の科学的な見地からしますと、私たちが経験したことがない大型台風、南海トラフ巨大地震、そして、連動して起きる大津波が予測されてるわけであります。

今回、町のほうでも議会での論戦を通じまして、様々な努力をしていただいております。幾つか現在の到達点等についてお伺いします。

質問要旨の(1)台風、地震、津波等の自然災害対策のこの間の到達点と今後の対策について伺いたいと思います。

①公民館の雨戸の設置、外トイレを内トイレ化する外トイレの解消の問題。残された集落公民館名と今後の対策はいつまでに終わらせるのかという問題。また、対応済みとして、一応カウントされております公民館でも大きな面積を持ちますガラス窓については、その時点ではまだ雨戸が設置できないというお話も伺ってたりして、この辺が今どういうふうになってるかという辺りを、これからのシーズンに備えて、現在の到達点を教えてください。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

良岡議員の自然災害対策についての御質問です。

雨戸設置と外トイレの解消についてですが、この事業につきまして改めて申し上げますが、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行った事業でございます。これまで課題となっていた事象へのあくまでも臨時的な補助事業の活用ということで御理解いただければと思います。

その事業の目的につきましても、コロナ禍における分散避難の必要性ということをご理由としております。当然、事業費の限りもありましたので、事業費予算の範囲内で対象施設を選定しております。

最終的に雨戸設置等を行った公民館、施設は28集落で、議員がおっしゃる残された集落。実際に実施をしていない集落と言ったほうが正しいかもしれませんが、そこにつきましては、前金久、神宮、坂嶺、塩道、阿伝、花良治集落等、いずれも海岸線の近くに位置をしまして、台風の際、高潮等のリスクがある中、避難することは難しい施設という考えで実施をしていないケース。それから、湾、赤連、中里の3集落につきましては、近くに大きな避難施設がありますので、当初の計画から外しております。

また、今、議員がおっしゃった構造上の問題で雨戸の設置や外トイレの解消が難しいところ、あるいは雨戸を設置することで通常の利用に影響を及ぼすケースもございました。そこは部分的に実施をしないところもございます。

今後の進め方でございますが、未設置の集落公民館につきましては、できるだけ近くの代替施設の活用、それから、雨戸が設置済みではあるんですが、一部設置ができていないところにつきましては、雨戸の設置にはこだわらないで、飛散物対策ができないかということを検討しているところです。

議員がおっしゃった実施時期についてでございますが、これまでどおり奄振事業の防災関連枠の活用で、現在、長寿命化計画に基づく危険除去、雨漏り対策等の通常の公民館改修事業も行ってありますが、それと同様に年次的な計画で実施をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

37ある集落の中で一部を除いて全体的には終わっていると、部分的な改修はこれから入るという趣旨かと思うんですが、坂嶺の地域はどういうふうにされますか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

坂嶺生活館につきましても、今、申し上げた海岸近くにある施設でございます。今年度、一部、旧坂嶺小学校跡地、今、社会福祉協議会、十五夜さんが入っている施設ですが、その一部を活用して、トイレの改修と併せてする予定で今年度予算を確保しております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

そうしますと、若干まだ宿題が残っているようですが、全体として町民が大きな台風が来ると、避難しなくちゃいけないと、津波が来るという場合は何らかの形で、湾、赤連の皆さんはこの周辺の休養村だとか町のコミュニティーセンターなんか使うんでしょうが、それ以外の集落においても、まずは近くの公民館なり、それに類似する施設に避難ができるという条件は整ってきてるという理解をしたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

はい、議員のおっしゃるとおりです。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

施設、ハード面はそういうことで、ぜひ残ってる部分についてはよろしくお願いします。

二つ目には、災害情報の住民への伝達についてのいわゆるソフト的な部分です。

これについては、今回の議会で幾つかの地区ごとについて、多くの議員が質問してるところでもあるわけですけども、停電は必ず起きると、これが前提になろうかと思うんです。そして、独り暮らしの方も多いと。特に高齢者の方で。その方たちがどういうふうにして情報を得るかという点でいえば、やはり町の防災行政無線、これが最大のよりどころになってるのが現状なわけです。

そういう点では防災行政無線が屋内・屋外を問わず、きちんと町が発する情報が町民に入るということが最低限の条件になるかと思うんですが、現状はどうなっておりますでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

機器類の点検についてのお尋ねですけども、防災無線の屋外施設、それから、役場の操作卓、それから、百之台中継局につきましては、年2回の保守点検を実施しております。それは業者のほうに委託しております。

戸別受信機そのものについては、直接1戸1戸、巡回をして点検というのは不可能ですので、現在、直接、町民の皆さんから聞き取りにくいとか雑音が入るとか、あるいはもう作動しませんといったお問合せがありますので、それにつきましても業者に依頼して対応をしているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひ台風に入る前にしっかりした対応をお願いします。

次に移りますが、津波に関わる海拔表示の問題です。

これについては、この間の議会の中でも質問、改善をお願いしたところではありますが、必ずしも町民は避難場所だけに避難をするわけでもない。自分の近くにあります高台へ避難していくわけでもありますけども、その際、前回のトンガ沖地震の津波のときは、やはり産業道路に多くの車が止まっていた。そして、阿伝、嘉鈍辺りの百之台へ通じる道路にたくさん止まっていたと、こういう点があるわけです。

そういう点では海拔表示については、もっと柔軟に対応していく必要があるんじゃないかということかと思えます。

前回の答弁によりますと、公共施設だとか役場、学校、公民館等でおおむね97か所を設置しているという答弁をいただいているわけではありますが、その後、今言った町民の避難実態を含めて、どういうふうに改善がされてますか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

海拔表示についてでございますが、今、議員もおっしゃったように、公共施設、それから、避難施設周辺等、町一円の一通りの主要な場所は網羅していると認識をしているところです。

今、議員もおっしゃいましたが、一時避難場所の表示、それから、そのルートの確保としての海拔表示についても有効な手段の一つとして認識をしております。現在、設置済みの場所の再点検も含めまして、必要な箇所については対応をしていく方針で進めております。

これまで電柱等の表示をする場所がなかったり、樹木等で見えにくかった場所について、課題としてあったんですけども、今おっしゃる産業道路沿いなんですけども。昨年度、新たな試みとして、産業道路の道路上に直接表示をするという方法で実施をしております。

耐用年数等、その効果があれば、その手法も含めて、継続的に実施をしていきたいと考えているところです。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

産業道路については、道路面に表示しようと。新しい試みかと思うんですが、具体的な集落と場所は分かりますか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

昨年実施したのが白水公民館上の町道、それから、嘉鈍水源地付近の町道、それから、花良治蒲生間の山側の町道、それから花良治集落山側の町道。以上4か所設置をしております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

いろいろありがとうございます。これからシーズンに入っていきますので、ぜひとも効果が出るように期待もしたいと思います。

自然災害対策との関係で④のところではありますが、このように必ず大きな地震だとか、その後、津波が来ます。ただ、現在の科学的な知見ではその日時が特定できないだけで、それ以外、どのぐらいの頻度で来るのか、あるいはどのぐらいの被害が出るのか、場合によってはどのぐらいの方が亡くなるのか。これは基本的には数値としてもう全部出てきております。

そういう点ではどうしても海拔の低い集落を抱える本町におきましては、これも何度も議論しておりますが、やはり避難の訓練を行政と集落一緒になってやっていく必要が求められているかと思うんです。

その点で現在はどうなってるか。今後はどういうふうにしようとしてるかを伺います。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

特に海岸線集落の高台への避難訓練等についての御質問ですけど、まず津波浸水危険区域を中心に地域ごとに実施をしていく方向性で進めております。

昨年度は御案内のとおり、早町、塩道、白水地区で津波想定で実施しております。今年度につきましては、先山、浦原地区を中心に実施する計画で調整しているところです。来年度以降につきましては、選定地区を調整しているところです。

それから、今年度、新たに自主防災組織活動支援補助金というものを創設いたしました。先月の区長会でも担当職員のほうから各集落区長さんへ自主防災組織の活動に資する活動、避難訓練とか通常訓練とか、その他備品等について要望があれば対応する旨を説明しておりまして、早速、複数の集落から要望が上がってきております。

そういう積極的な集落の要望にも対応していきたいと考えているところです。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひとも積極的な推進、訓練をお願いします。

そして、質問要旨の（2）に進みたいと思いますが、本町も先ほど紹介されました台風24号で電柱が倒壊をしたり、電線が切断するということが起きたわけでありまして。停電も地域によって差はありますけども、最大3日間ほど停電が起きています。そのことでスマートフォンだとか、あるいは携帯電話など通信機器が充電できない。そして、肝腎な情報を入手できない、テレビも見られない。

特に家族が多いところでは、子育て中の皆さんからは冷蔵庫などの食品が傷んでしまうという問題です。あとは洗濯物も大量にたまる。こういうふうな点でやはり電気の問題が非常に大きな課題としてあるわけでありまして。

また、台風のとときには人的・物的な大きな被害がなくても、強風や大雨により2分から3分のいわゆる突発停電が起きております。これは電線が樹木だとかほかの樹木等の物質に触れることによって、3分とか5分、突発的に停電が起きるそうなんです。我々も経験してる場所でもあります。

そういう点で外にある電柱の問題については、やはり我々も真剣に考えなくちゃいけない時

期に来てるんだろうと思うんです。国のほうは令和3年度から令和7年度にかけまして、新たな無電柱化推進計画を提起しております。令和3年から7年までです。組織的に進めようということでもあります。

奄美群島内で見ましても、新庁舎を建設した与論町は周辺は無電柱化が終わっていると聞いております。そして、現在建設中の和泊町についても、計画段階では無電柱化を進めると聞いておりますが、ちょうど今、工事をやってる最中です。

そして、先ほど議長のほうからも報告がありましたけども、この5月に沖永良部島の知名町で奄美群島市町村議会議員大会が行われまして、そこで徳之島の3町、徳之島町、天城町、伊仙町から徳之島地区における無電柱化の推進についてが議題として提起をされまして、これが全員一致で決議されたところでもあります。

本町も奄美群島内の多くの町村がこういう形で無電柱化に取り組んでいるわけでもありますから、我々の避難場所でもあります自然休養村あるいは役場のコミュニティーセンター、そして、防災食育センターと、この辺の周辺については手始めに無電柱化を今、進める時期が来てるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

無電柱化の御質問ですが、特に今、議員がおっしゃる災害対策の観点からは停電のリスクが一番と思われまます。

ただ、無電柱化をすれば、供給先は九州電力の発電所になるかと思うんですけど、供給先から需給先まで全体的に考えないと効果はないのではないかと考えております。当然それ相応の費用も必要となりますので、費用対効果を考えると難しいのではないかと考えております。

ただ、今、議員がおっしゃった無電柱化の国、それから県の流れも承知をしております。町長が先ほど行政報告でも申し上げました脱炭素DXの流れもございます。そういった要素ですね。

例えば、無電柱に関しましても、防災だけではなくて景観とか電柱倒壊による交通の妨げとか、そういうところもあります。そういったところを総合的に、そういった勘案する状況になって、かつ、今おっしゃいましたけど、そういった事業費とその条件が整いつつある状況になれば、そのタイミングで検討することはあり得るのではないかと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私としては群島内の5町村が既にそうやって積極的に動き始めてると。そして、国のほうもそういう事業推進の用意をしてると。この時期が一番やっぱりグッドタイミングじゃないかと考えます。

ぜひ早急に検討をして、ぜひ進めていただきたいということをお願いをします。

それでは、次の質問事項に進みたいと思います。

2番目の新型コロナウイルス感染症対策の問題であります。

(1) コロナは全体としては落ち着いてきております。コロナ前の生活を取り戻しつつあるわけでありませぬども、私どもが質問通告してから既に相当時間がたっておりますが、この間もそう大きな問題は起きてないということでありませぬ。しかし、引き続き一定の緊張感を持った生活が求められてるわけでありませぬ。そこで、現状と今後の課題について伺います。

まず一つは、3月から5月の陽性者数、月別、男女別データ。これは別紙資料を作っていたんでありますので、後ほど課長のほうでこれに基づいて説明をいただければと思ひませぬ。

それと、5月8日からは対策本部を廃止、解散をしてるわけでありませぬが、直近までの全体的な動向が把握できれば、これは数値は結構ですが、動向を教えていただきたいと思ひませぬ。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

新型コロナウイルス陽性者数等の御質問についてお答えいたします。

まず、3月から5月までの新型コロナウイルス感染症の発生状況につきましては、3月が男性1名、女性1名、計2名。4月が男性3名、女性4名の計7名、5月は7日までの感染確認はありませんでした。この期間で男性4名、女性5名、合計9名となっております。

次に、連休明け5月8日から直近までの陽性者数につきましては、8日から感染症法上の位置づけが2類から5類に移行されたことにより、発生状況の公表は定点医療機関からの報告により、週1回、保健所ごとに公表されております。5月8日から5月21日までの名瀬保健所管内での発生件数は21名となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

相当落ち着いてきてるのは確かかと思ひませぬ。ただ、一部、新たに本町でもいわゆるコロナが出てるんじゃないかという話もありますので、より慎重に進めていただければと思ひませぬ。

それと、質問要旨の(3)番に進みたいと思ひませぬ。

既に町民の皆さんには計画が配られてるところでありませぬども、今後のワクチン接種計画の概要につきましては、かいつまんで御報告いただけますか。(3)のワクチン計画。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

今後のワクチン接種の計画についてお答えいたします。

まず、ワクチン接種は町民の皆様を受けていただくようにお勧めはしておりますが、強制ではございませぬ。接種を希望する方に限り、接種が行われるということをお理解願ひませぬ。

令和5年度新型コロナワクチン追加接種は、初回接種、これは1回目、2回目接種がお済みの方、その65歳以上及び12歳から64歳で基礎疾患を有する方、また、医療従事者等については、年2回の接種が必要となっております。その他の方は年1回の接種となっております。

本町での実施計画は、まず年2回接種対象者の1回目を7月1日土曜日、2日日曜日。それと翌週の8日土曜日と9日日曜日の計4日間の日程で集落ごとに接種時間を設定して、実施いたします。この日程につきましては、町のホームページや全戸配布のチラシで周知をしているところでございます。6月の中旬には対象者に予診票等を送付したいと考えております。

その後、11月頃に初回接種がお済みの12歳以上全ての方を対象に同様の接種機会を設ける予定でございます。

いずれも無料で自然休養村管理センターで実施いたします。

また、乳幼児、小児への接種につきましては、日程の調整がつき次第、対象者へ周知したいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひ計画どおり推進していただければと思います。

質問要旨の（4）であります。

5類へ位置づけが変更されることによりまして、従来は感染症法上は国民といいますか、住民は全て無料だったわけです。5類相当へ位置づけが変更されることによって、無料だった診療行為等々が有料化される。そのことによって、いわゆる受診抑制が出ないか。これが心配されてるわけでありますが、現状はどういう状況になっておりますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

感染症法上の5類への位置づけが変更され、町民の受診抑制の懸念についてお答えいたします。

5類へ移行したことに伴う医療費や医療提供体制の変更等につきましては、町のホームページや防災行政無線で変更内容や問合せ先などを周知しているところでございます。また、医療機関とも連携し、発熱や風邪症状などによる受診者の状況についても情報共有をしておりますが、現時点で受診抑制になるような状況は少ないと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

受診抑制をされてる方がいらっしゃるということですか。それとも、受診抑制をしてるかもしれないと思われる方もいらっしゃるということでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

受診抑制につきましては個人個人の問題になりますので、我々のところで完全に把握すると

いうことはできないと認識をしております。

できる限り、そういう情報提供や関係機関等の連携によりまして把握に努めたいと。また、そういう問題があったときには対応していきたいと考えておりますが、現時点で保健福祉課のほうへ問合せ等もございません。

いないとは言えないとは思いますが、対応していきたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

まだ終結宣言は出せない状況であります、引き続きよろしく申し上げます。

次の質問項目の3番、マイナカード及びマイナ保険証についてお伺いします。

このマイナカードをめぐるしましては、全国的に毎日のように、連日と言ってもいいと思うんですが、トラブルが続出し、これがテレビとかのメディアで、あるいは新聞で報道されてるところであります。毎日なものでどこの時点で区切るかという問題がありますが、私が把握してる範囲では、こういうふうな数値になっております。

一つは、コンビニエンスストアでの住民票の交付が数は161件ですけども、本町においてはコンビニストアでそういうサービスをしてるというのはないと思うんです。ただ、理屈上は本町でマイナカードを作って、よその自治体に行って、そこで住民票を取るということは理論上は可能なわけですよ。そういう被害が起きてるかもしれない。

そういう点で非常に大きな問題で、これ自体は今、その後、国のほうの指示もありまして、中止をして、たしか6月4日ですから、昨日おとといぐらいで富士通のほうで修復は終わってるかもしれませんが。ただその情報はまだ持ってませんけど。

いずれにしても立ち上がった早々からこういうトラブルが起きているというのが一つです。

それと、マイナ保険証の情報登録の誤り。これは協会けんぽを中心に共済も入ってるようではありますが、協会けんぽを中心に約7,300件発生してると、誤ってひもづけられてるとということが報道されてるわけがあります。

これは誤ってひもづけた関係がありまして、異常情報が間違っ、医師の病院側に入っていくという問題。これに基づいて行う治療行為だとか、あるいは投薬が行われれば、これは場合によっては生命やあるいは健康に大きな影響も出かねないわけです。

私もよく分かりませんが、薬については二つ一緒に併合して飲むと、非常に危険であるという指摘もあるわけですから、ここで間違っちゃいかんわけなんだけど、これが7,300件、既に起きてるということであります。

しかもこの数値はおとしの10月頃から去年の11月ぐらいにかけての数値ですから、去年の12月から直近まではまだ分からないんです。調べ切れてないんですね。これからたくさん出てくる可能性があるという問題であります。

私がここで一言触れておきたいのは、システム関係に詳しい方はいわゆる新しいシステムをつくった場合は、こういうふうなバグが出るのは当然なんだと。だから、これは徐々に直していけばいいんだという大ざっぱな考え方をもちの方もいらっしゃると思います。

ただ、大事なことはこのマイナ保険証で見られるように、誤った情報が医療機関に行きます

と、そのことによって国民なり住民の生命や健康に大きな被害、取り返しがつかない状況が発生するリスクがあるということです。そこは安易にバグというところに持っていかないほうがいいだろうということです。

三つ目には、公金の受取口座とのひもつけ問題です。これは14自治体で21件、既に起きております。

昨日も今日も報道されておりましたけども、親御さんが自分の子供たちを自分の口座を使って、公金を振り込まれるようにしようということなんですが、これは止めたようでありますけどもね。ただ、そういう誤りも発生してるということでもあります。

そして、この最大2万円のマイナポイント。ポイントですから、2万ポイントでしょうか。1円ですから2万円になりますけども。他人に付与するというのが既に121件起きております。マイナポイントを申請された本人じゃなくて、ほかの人につけてしまったというのが121件起きてるということでもあります。

これらにつきましては、氷山の一滴という指摘もあります。先週もマイナカードの写真が違ってた問題だとか等々が報道されております。

これらのそういうトラブルに対しまして、政府は個人情報の保護に関する国民の信頼を損なう重大な事案という認識は持っているわけでありまして、そういう認識を持っているんだけど、その責任は自治体あるいは保健組合だとか、そこへ全部投げてるわけです。

自分たちは責任はないということを平然とおっしゃってるわけでありまして、それに対して全国知事会会長であります平井鳥取県知事はこういうふうにおっしゃってますね。いろいろと事情は言われているが、それは正直理由にならない。これは政府に対して、理由になりませんよということをおっしゃって、もっと緊張感のある対策を根本から考えてほしいと、政府に苦言を呈してるわけでもあります。

そしてまた、昨日は全国知事会の会長のほうではこういうふうにおっしゃってます。地方団体として、今の状況でマイナカードを委ねるわけにいかないということをおっしゃってます。全国知事会の会長さんが、もっと未来に向けて、行政の基盤が壊れかかっているという、今、現状認識を示してるわけです。

ですから、政府もこのままじゃ進むも地獄、退くも地獄という状況に入りかねません。

昨日の段階で河野デジタル大臣は、国民に対して不安を与えて申し訳ないという一応の謝罪はしておりますが、相当、今、このマイナ保険証問題については、個人情報の流出の問題、国民の生命なり健康の問題と、大きな問題になりつつあるということでもあります。

また、来年の秋には健康保険証が廃止されまして、病院での手続はマイナンバーカードが必要になる見通しなんだけども、鹿児島県の保険医協会、1,200名の会員がいらっしゃるそうありますが、今の健康保険証を廃止ではなく、併用できるようにしてほしいということを声明として出しております。

保険医協会の中では会員医療機関のうち4割で機器の不具合などのトラブルが既に起こっているということでもあります。協会では健康保険証が廃止され、マイナンバーカードでトラブルが発生した場合、患者は無保険の状態になり、医療費を10割負担する可能性があるとして、健康保険証とマイナンバーカードを併用すべきだということをおっしゃっております。

さらには報道によりますと、学校現場の修学旅行の問題があります。修学旅行に子供たちを連れていく場合には、100%じゃないですけども、多くの学校で健康保険証のコピーを持って修学旅行をします。何かあったときには、それを使うということがやられてるわけですが、マイナンバーカードになりますと、それができません。コピーしたって、表面上は身分証明書にしかならないんです。写真と名前と生年月日と男性か女性か、4要件しか見れませんが、中を開かなければ健康保険に入ってるかどうかも分からない。

こういう状況の中で学校側としては、どのようにして従来の健康保険証のコピー、そして、一方で暗証番号も必要になってきますよね。こういうふうなものをうまく切り抜けていくかという点が今、大きな問題になってるということでもあります。

来年の秋にマイナ保険証を廃止しますけども、そこからさらに1年間は経過措置として使えるというふうになってますよね。マイナ保険証。そうしますと、そのとおりであれば、あと2年間ちょっとは時間がありますけども、その間にこの問題をクリアしなくちゃいけない。こういう宿題が出てきているということでもあります。

さらに大きいのは特別養護老人ホーム等々の施設におきましても、現在、保険証については施設のほうで基本的には預かってるわけです。これがマイナ保険証の実物をどうするかという問題。そして、今、暗証番号をどうやって管理するか。これについては老人施設の側から9割の施設はこれはできませんということをはっきり言っております。

ですから、こちら辺の問題を全体としてはクリアしなくちゃいけないという大変な事態になってるわけでもあります。

そこで、本町の現状と今後について伺いたいと思うんですが、質問要旨の(1)直近のマイナカードの本町での交付枚数・交付率及び国、県の交付率について伺います。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

マイナンバーカードについて質問にお答えいたします。

手元に資料2が配付されているかと思えます。その一番下段になります。直近の数値は令和5年5月21日になります。交付者数が4,478名、交付率66.37%。国の交付率ですが、71.44%、県については77.43%です。

過去の交付に関する数値も出しておりますので、上昇率の確認のため、参考までに載してございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

事務的な問題を確認ですけども、喜界町のマイナンバーカードの交付の推移ということで、私が求めているのは国と県と本町のいわゆる交付率です。住民が申請をする。そして、必要なカードを作って、これが本人確認の上、渡されると。

この交付率が今どうかということをお伺ってるわけで、この数値として説明いただいているんだ

けども、気になるのは右上のほうです。この章の説明として、個人番号カードの申請受付状況というコメントがありますけども、この申請状況というのはまだ交付される前の段階ですよ。申請した数がどうなってるか。

何でこういう問題が起きたかという、国のほうでいわゆる申請した自治体の成績優秀なところについては交付金をいっぱいあげますよという、私に言わせればとんでもないことをやったわけですけども、その名残じゃないかという感じがしますが、この数値は交付率ですか、それとも申請率ですか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

そちらにこれまでの交付に関する年月日が入ってあるんですが、大体1週間ごとに県のほうから届いております。メールで届いているんですが、これは県内の各市町村ごとの交付申請件数、それとカードの送付件数、それと交付実施件数になってます。

この数値については、交付実施件数ですので、実質、交付した枚数ということで御理解ください。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

じゃあそうしますと、右上のコメントの申請交付状況というのは、これは正確ではないと。申請ではなくて、交付状況である。どちらでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

県のほうからメールで来ております。タイトルがこのような個人番号カードの申請受付状況ということで来ておりますので、そのまま掲載しておりますが、ここの数値については、あくまでも交付率でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

この交付受付状況というフレーズは削除しなくちゃいけないということですね。この交付数と申請者数が違いますよね。その住民に対する比率については、これは交付率だったり、申請率になるわけですよ。

ですから、ここにいわゆる申請状況受付件数については正確じゃないんじゃないですか。いいですか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

そこの米印の件につきましては、交付実施件数というふうに本来であれば変えるところなん

ですが、県からのメールのタイトルがそうになっていた関係で、次回からはそこは変更させていただきます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

結論はそういうことであれば、それで今回の場では了解しますけども、悪いんですが、これ確認してくれますか。交付数率については、非常に高いんですよ。

例えば国が71%でしょう。交付数率71%。ところが様々な情報を見ますと、現在マイナンバーカードを持ってるかどうかという調査もあるんだけども、これを見ますと、全国的にはまだ半分いってないんです。

申請率は確かにどんどん上がってきてます。7割ぐらいまでいってます。ですから、この県の交付の推移の米印コメントが正確かどうかだけ確認をして、後ほど議長のほうに出していただけますか。結論だけで結構です。

じゃあそれを前提としまして、そこの周辺にあります我々が関心を持っております数値を紹介しておきますと、これ5月27日にデジタル庁が発表してる政策ダッシュボードというところに書かれてる部分であります、マイナカードはこういうことです。

マイナ保険証の登録は個人が登録しないとデータとしては使えません。これをまとめた数値がマイナ保険証の登録率が68.9%。約69%です。そして、公金口座のところについての登録が60.4%となっております。

あと、マイナカードの申請率はここで77%という数値が、いわゆるデジタル庁の公式発表で出てくるわけです。周辺の情報はこういうことがあるということも参考にはしておきたいと思えます。

関連しまして、これは質問通告外なんですけども、この間の国のこれだけのトラブルの中で、町民に限らず、国民の間でもマイナカードをこのまま持ってていいのかという不安が出てくるわけでありまして。私も改めてマイナカードの契約に関わる部分を見てみたんですけども、国と国民との間の責任関係が、デジタル庁は故意や重過失があるもの以外は責任を負わない。故意や重過失があるもの以外はデジタル庁は責任を負いませんよという契約になってるんです。

そして、あとその中身についても、国民の側ではなくて、国の側、デジタル庁の側が一方的に変えることが可能とマイナポータルの利用規約になっております。非常に不安になってきます。先ほど言ったような事例にもなってくるわけでありまして。

それで、そのことで一つ確認したいのは、本町で今、一生懸命、加入の拡大と。これはこれで仕事だからやっていただくことになるんだけど、一方ではこのマイナカードを返したいと、自分は持ちたくない、こういう申請はありませんか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、岩松利和君。

○町民税務課長（岩松利和君）

今のところはそういう案件は来ておりません。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

分かりました。

今後出てくるかもしれません。その場合、整理しておかなくちゃいかんのは、年度末に集中した2万円のマイナポイント。実質が2万円です。町民にしても、これを既に使ってる可能性がありますよね。その場合、どういう扱いになるか。

もう私は個人情報の安全上、今のカードは怖くて持てないと。だから、もう返しますと。返却ができることはきちんと規約上なってます。返せます。その場合、既に使ったマイナポイントはどうすればいいかと。こういう問題も作業としては必ず浮上してくるはずですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問要旨の2番に移りたいと思います。

マイナ保険証の問題であります。本町の医療機関のオンライン資格確認システム、いわゆるカードリーダー。これは現在どうなっておりますでしょうか。相当、後半頑張ってもらってるのはよく分かりますが、現時点の到達点を教えてください。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

本町の医療機関のオンライン資格確認システム、カードリーダー設置の導入状況ですが、町診療所と喜界徳洲会病院につきましては、既に利用可能となっております。歯科の3医院中、2医院はもう導入済みということで利用可能でございます。残りの1医院は準備を進めておりまして、今月中には設置予定ということになっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

そういたしますと、本町でマイナ保険証を使う可能性がある医療機関だとか医院については、ほぼ準備は整ったということですね。

②のところですが、今の利用状況はどうですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

マイナ保険証の医療機関での利用状況につきましては、町診療所と歯科医院の2院では、月1件ほどの利用状況だそう。喜界徳洲会病院につきましては、月50件ほどの利用があるということでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

次に、質問趣旨の3番のところではありますが、これは先ほど住民課長のほうからいわゆるトラブルは今のところないということでそれを受け止めておきますけども。

医師の皆さんでつくっております全国保険医団体連合会、保団連と言うようではありますが、この調査が発表されて、今、マスコミで相当報道されております。それによれば、マイナ保険証を医療機関で提示した際、資格が有効にも関わらず、登録データの不備などが原因で無効とされるケースが本年4月以降で1,429件も発生してるわけです。きちんと登録したはずなのに、医療機関に行ったら「あなた、無効ですよ」というふうになってしまったということがあります。

その場合は、初診の場合、マイナ保険証のみを持参した患者に対しまして、無効と出したと同時に一旦窓口で10割を負担してもらおう。これは紙の保険証であれば、顔見知りだとかいろいろあったり、月に一遍ぐらい見ればいいんだけど、マイナ保険証はこれで確認するわけですから、毎回見せるわけです。そうしますと、無効と出る確率が上がるわけでありまして、国民・市民の側から見れば、一旦10割を負担して、請求したケースもあったということが医者の方々のほうから出てくるということです。

今後の問題でありますけども、厚労大臣は昨年12月末までのトラブルは先ほど報告したとおりであります。それ以降、直近までに発覚しております誤登録、間違っただけで登録した件数をこの6月までには全部まとめて集計して明らかにするということを表明しております。ですから、もうそろそろ6月中にはこの誤登録が何件あるか分かりませんが、全て発表するということがあります。

あと、保険機関も大変なんだけども、厚生労働大臣は全国3,400あります保険者に対して、マイナンバー登録方法の点検を要請してるということでもあります。この結果については、来月7月末までには間違いないかどうかを国のほうに報告しなくちゃいけないということがあるわけです。

私のほうとしては、強くお願いしたいのは、相次ぐトラブルが起きてるわけでありまして、これについては世論が相当、今、怒ってるわけでもあります。5月27、28日に朝日新聞が世論調査を行っておりますが、健康保険証を2024年の秋に廃止をして、マイナンバーカードを作るようにするという点について、世論は反対が55%です。反対55%。保険証と一緒にするなということなんです。そして、賛成が40%というのが5月末の調査であります。

また、共同通信も調査しておりますけども、こういうふうにマイナカードに様々な情報をひもづけしていくわけでありまして、当面、医療に関わる健康保険証をつけたり、あるいは今後いろいろ拡大します。免許証もそうでしょう。あと年金についても、金融口座をどちらか選べというふうに国民に投げかけるらしいんですけども、こういう今の国の進め方について、不安を持つ方が共同通信の調査によれば、約7割の方が今の国のやり方は非常に不安だと。

そしてまた、昨日あたりはTBSのJNNという一緒になったニュース番組がありますけど、ここでの調査もほぼ同じです。マイナンバーカードにいろいろひもづけするのが非常に不安である、これが72%です。

ですから、これからこういう状況は続きます。さらに、マイナカードについては、国のやり

方については、信頼感を失うというのが今の現状だろうと思ってるわけであります。

その点、本町で今、進めております町民が自らの判断で選択をすると、強制はしないという進め方はやはり賢明な進め方だろうとも思っておりますし、ほかの自治体との関係でマイナンバーカードの普及が低いということは、別に卑下することはありませんし、むしろ慎重に進められた今のやり方のほうが町民にとっては被害が少ないんじゃないかと思っておりますので、これは申し上げておきたいと思えます。

次に進みます。

私の質問の最後であります、質問事項の4番です。

先生方の勤務実態の問題であります。この間、私が先生方の残業問題について質させていただくのは、今回で3回目になりますかね。

現在、先生方の長時間労働問題が大きな社会問題になってきてるわけであります。この是正は労働条件の改善としてだけではなく、子供たちの教育条件として極めて大切な国民的課題でもあるわけであります。

教職を目指す学生、大学生が減少傾向にあります。従来に比べて、もう6月に試験をやるんだということも先週あたりは報道されてるところでもあります。

この問題の背景の一つだけ指摘をしておきたい。なぜこういう問題が起きてるかということでもあります。

やはり大きな問題は、公立学校の先生方については残業代が出ません。こういう状況になっております。その根拠につきましては、1971年につくられました給特法。正確には公立学校教職員給与特別措置法、給特法と言っておりますが、ここにあるわけであります。

この法律によりまして、教職調整額ということで、残業代は出さなくて、月額給与の4%を上乗せすると。これで先生方はある意味では働かせ放題と言ったほうがいいかもしれませんが、こういう構造に今なってるわけであります。

この教職調整額というのも、当時の議論を見ますと、これは本来、残業とは全く別の扱いでありまして、先生方の家庭訪問の問題とか、校外で様々な活動をやるわけでありまして、そういういわゆるほかの一般的な勤労者たちが特殊な状況を鑑みまして、包括的にいわゆる教職員の調整額を決めてると。これが4%なわけであります。

そして、給特法をつくったときの残業時間、先生方はどのぐらい残業してるかということでの調査も行われておりますが、これが1966年ですから、もう相当古い話でありますけれども、その当時の先生方のいわゆる残業時間は、月間で見ますと多めに見ても10時間なんです。10時間しか月間で残業をしてなかったということが、記録もされてるわけであります。

その当時に比べますと、もう既に57年、60年近くたってるわけでありまして、先生方の残業は大幅に増加してるのが実態であります。また、残業代の支払いにつきましては、現場の集計業務で煩雑さも指摘されていたわけでありまして、これについては本町でももう先生方ではなくて、学校現場じゃなくて、役場の教育委員会でやると改善をしてくれているわけでありまして。

じゃあ、先生方みんなが残業代が出ないのかということとは決してありません。一つは国立大学に附属します小学校、中学、高校がありますが、ここについては一般の公務員と同じように

出ます。そして、私立学校についても、残業代は出てるわけであります。

ですから、公立学校の先生方の勤務が特殊だから残業代は出さないというのは、法的にも歴史的にももう論破されてるといいますか、根拠は持たないという状況になってきていることは明らかになっているわけであります。

その上で質問ですが、文科省が教員勤務実態調査の速報値を4月に公表しました。一方では、本町ではここ数年間、小学校、中学校の先生方の超過勤務時間を把握、集約しております。

伺いたいののが、全国の動向と本町の残業のどういうふうな特徴があるのか。いわゆる集約方法が若干、本町のほうが緻密ですよ。全てタイムカードに応じて調査をしてみると。国のほうの場合の調査は8月と10月と11月、それぞれ7日間だけをピックアップをして調べてると。それはそれで意味があるんですけども。

そういう違いがありますけども、本町でのこの実態等々につきましてはどうなのかということをお知らせください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

御指摘のとおり、文部科学省では昨年度、夏休み中の8月と通常時の10月、11月の勤務状況の抽出調査を実施し、このほど速報値を公表いたしました。調査結果はまだ届いていないため、全国調査については、マスコミ報道を参考にお答えをいたします。

また、議員御指摘ございましたけれども、全国調査と本町の実態調査方法が全く同じではないために若干の誤差はあるかもしれませんが、全体的な傾向は見てとれるのではないかと考えてるところでございます。

そこで、御質問の全国調査結果及び本町の実態の特徴を比較すると、超過勤務時間の上限とされる月45時間を超える教諭は、全国調査では小学校が64.5%と報道されております。それに対し本町の小学校は21.3%。全国調査の中学校が77.1%に対して、本町では27.6%であり、本町が低いという結果となっております。

次に過労死ラインとされる月80時間を超える数値は、全国調査では小学校が前回調査よりも19.2ポイント減の14.2%に対し、本町の小学校は0.7%。中学校では、全国が前回調査より21.1ポイント減の36.6%であるのに対し、本町の中学校では5.7%となっており、こちらも本町が低くなります。

総括してみると、全国的にも前回調査と比較すると改善が見られるものの、依然として長時間勤務の実態が大きいのに対し、本町においては、これまでの業務改善の取組などによって、改善が図られている状況が見られるのではないかと考えております。

しかしながら、目標である全職員が月45時間、年間360時間以内はまだ達成されておられませんので、さらなる取組が必要であると捉えているところでございます。

そういったところが特徴かと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

私もこの問題については何度か質問をしております、一連の教育委員会の動きについては、把握をしているつもりであります。そういう点では、全体として改善が進んでるという評価をすべきだろうと思います。

それで1点、数字の見方についてお伺いしたいんですが、今、執行部と議員の皆さんについては別紙の3ということで横の集計表が出ておりますけども、左側の側に小学校、中学校、そして、2列目に合計数値の時間が書かれております。

そのときに今、一つの指標といいますか、ある意味のメルクマールと言ったほうがいいかもしれませんが、その時間がいわゆる上限目標を45時間以内にしましょうという目標と、あと80時間は過労死しますよという過労時間があるわけでありまして。その場合、細かなところなんだけれども、例えば45時間の喜界小学校で見えますと、ここで集計するのは40から45時間となっております。そして、その下の行を見ますと、45から50時間ということで、これがいわゆる以上なのか、超なのか、超えるのか、あるいは未満なのかが書かれてないために、例えば45時間というのは一つの上限時間であるにも関わらず、この数値を見る限りは、両方に受け止められるんです。

そこら辺の基準はどういうふうにされてますか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先ほど私のほうも若干の誤差ということを申し上げましたけれども、今、御指摘の辺りがそれに相当する一つかと思っております。

45時間と8時間がポイントになるんですけれども、今回の全国調査の報道では45時間未満という報道がされておりました。本町は45時間以内というやり方で進めておりますけれども、根拠は国の上限ガイドラインと、それから県の業務改善アクションプラン。これにも両方とも45時間以内と表記されていますので、それに準じていっております。

そういったところの今回の全国調査との若干の誤差があったのかもしれないと思っておりますが、本町の先ほど資料3の表記の仕方については、やや誤解を生ずるおそれもありますので、今後工夫をしていきたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

45時間と80時間というのが一つの大きなメルクマール、指標になるわけでありましてから、そういう点ではこの部分は正確に表記をしていただいて、こちらでも正確に理解ができるように改善していただきたいということをお願いします。

続きまして、質問事項の②のところに進みます。

この表ではあまり分からないわけですが、ちまたはやはり教頭先生の残業時間も非常に多い

という話は漏れ伝わってくるところであります。これについては、その辺の事実の問題とその原因と対策、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

教頭の超過勤務に関する質問にお答えいたします。

御指摘のように、本町においても教頭の長時間勤務の実態が見られます。小学校よりも中学校の教頭の超過勤務の傾向が見られます。

主な要因としては、調査や報告等の文書処理に加えて、保護者や外部との電話対応や訪問者への対応、職員からの相談や指導助言、校舎の開錠や施錠、除草作業などの施設管理や環境整備、その他部活動の影響が考えられます。

今後の対応としては、今年から本格導入された統合型校務支援システムによるデジタル化の効果的な運用を図ることで、効率的な文書処理や会議の縮小等を図れないかと考えております。また、教職員の意識改革による相談や連絡等の簡素化に努めるとともに、校長や他の職員の協力による業務軽減も進めたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

なかなか難しい問題であるということは承知しております。先生方の一つの目標として、自分は教育行政の中で、教育の現場で教頭先生を目指すんだと、校長を目指すんだというモチベーションを持つ上では、やはり教頭が極端に残業が多いというのは一つ障がいになるような感じもしますので、ぜひ引き続き努力をお願いしたいと思います。

私の質問の最後になりますが、（2）のところですか。

この間の論戦で大分明らかになってきておりますが、従来、業務改善のアクションプランが策定されまして、2021年度はコロナの関係があって、ちょっと古く遡らざるを得ないんですが、21年度は超過勤務時間数を上限45時間以内として、教職員の8割以上が業務改善を実感できる、業務が改善できたということを目指して進めてきているわけでありまして。

その結果はどうだったかということと併せて、現在、業務改善アクションプランはどういう状況にあるか、そちらを紹介ください。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

県教育委員会では2019年度から2021年度の3年間、業務改善アクションプランを示し、業務改善の取組を実施いたしました。最終目標としては、先ほどありましたけれども、正規の勤務時間を超える勤務は月45時間以内とすること。教職員の8割が業務改善が進んでいると実感することなどが示されております。

結果としては、それぞれ初年度の調査と比較すると大幅な改善が見られたものの、月45時間以内の達成は82.1%、業務改善を実感している教職員の8割の目標は69.9%にとどまり、目標

達成とは行かない結果となりました。

2023年度以降については、県教委として新たなアクションプランは示さず、今後は全ての市町村の学校管理規則に教育職員の業務量の適正な管理の条文を加え、正規の勤務時間以外の勤務を1月について45時間、1年について360時間以内を規定した上で、各市町村の実態に応じて、それぞれで勤務管理や業務改善に取り組むこととなっております。本町においても条文に記載してございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

5月30日ですけども、日本教育学会の会長の小玉重夫先生、東京大学の教員のようにありますが、国会内でこういう記者会見を行っております。この秋に向けまして、政府に三つのことを要求していきたいということをおっしゃってるわけです。

問題意識としたら、全くの今の路線と同じで、今の先生方の働き方は非常に厳しいと。このままじゃいい教員も育たない、教育もよくならないと。こういうことをどう改善するかというのが問題意識の根底にあるわけでありまして。そして、この全国署名をやろうということで、この三つのことを署名項目として発表しております。

一つは、教員にも残業代を支給する。ほかの民間だとか、あるいは公務員でも教員以外の皆さんは残業も出るわけです。ここと同じように教員にも残業を出るようにしていこうということでもあります。

二つ目には、学校の業務量に見合った教職員を配置する。やはり教職員がいろんな問題、報道もされておりますが、足りない。こういう状況の中ではぜひこういう教職員をきちんと体制をつくりましょと、つくれということ。

そして、三つ目には、これらを保障するための予算をきちんとつけなさいと。

こういう三つのことを日本教育学会としては、国に対して要請をするということで、これから頑張っていくようであります。

この問題は一部の部署だとか、一部の機関だけでは解決はできない問題でもありますし、一緒になって、ぜひ改善ができるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時30分から行います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

空路、航路の離島割引制度の拡大についてほか2件、米田信也君の発言を許可します。

米田信也君。

[米田信也君登壇]

○2番（米田信也君）

それでは町民の皆さん、こんにちは。佐手久集落、米田です。今回、私の一般質問は三つありますが、よろしく願いいたします。

まずは空路、航路の離島割引制度の拡大についてであります。

一つ目、現在、離島割引制度が利用できる条件は町内に住所を有することが条件であります。例外として準住民である島外在住大学生も対象となりますが、しかし、今年度よりサンゴ留学がスタートした今、留学生の親族等が島を訪れる機会が増えると考えられます。

そのことを踏まえて、親族まで離島割引制度の対象にすることができないかということをお伺いいたします。

あと2点目、荒木小学校跡地にサテライトオフィスを設置して企業誘致を進める上でも、現在、既に誘致している企業の会議等のために来島する従業員の方や社長、役員の方の離島割引制度の拡充についてもお伺いしたいと思います。

まとめまして三つ目ですが、現在、喜界町として人口減少がかなり進んでおりまして、それを食い止めるためにも喜界町出身者への離島割引制度の適用を検討できないか。

これは喜界町出身者への離島割引に関しましては、実際、島外へ出られた方が島に帰ってくるのになかなか旅費がかかることによって、なかなか島に帰って来れないということもありまして、島に帰ってくることによってまた島のよさを発見して、Uターンにつながるのではないかと、そのことを踏まえまして、そのようなことが検討できないかということをお伺いしたいと思います。

以上、3点であります、よろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの米田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、この制度につきましては、これは群島における割高な移動コストの軽減による群民、住民の負担軽減をしようということで、そしてまた、交流人口拡大に向けた運賃等の移動コスト軽減に係る試験的取組等を目的として奄美群島振興交付金事業を実施するため、奄美群島航路、それから、航路運賃軽減協議会が設置されておりまして、その中で奄美群島の航路運賃低減事業として実施されているものでございます。

今、議員が（2）、（3）でいろいろと御要望というんですか、出ましたけれども、このような制度の趣旨からして、限られた財源の中では各自治体ごとの個別要望というのはなかなか難しいのではないかと、思っているところでございます。

今年度で切れます奄振延長をかけても、いろいろ要望とかを今、取りまとめをしております。その中で今、言われました留学生の家族とか、それから企業誘致関係、移住定住。これには自治体がどのような優遇措置を持って受入れをするのかというのは、自治体の特色も努力義務も

あります。その辺はできるのであれば、町単事業でもその財源を確保してやりたいとは思っているんですが、すぐに離島割引制度でできるかというのは、これはもう本町だけの考えではなかなかできないんじゃないかと思っております。

ただ、問題意識としては持っていて、当局とそれから議員の皆さんもそういった要望等を重ねながら、実施に向けて取り組んでいただければと思っているところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

今現在、確かに奄振事業ということで、町単の事業としてにしかならないと思うんですけども、今現在、航空運賃の喜界島・鹿児島間の助成金額というのは、これ令和3年度なんですけど、航空運賃で6,350円になってます。喜界・奄美大島に関しましては、1航路2,150円という助成金額が出ています。あと、それでは50%にならないので航空会社のほうが離島割引というので割引を行って、今、言いましたけども、奄振の事業から出るのは、1航路、鹿児島・喜界間で6,350円、奄美大島・喜界間で2,150円となっております。

この制度がそのまま町単になったときに活用できるかどうかは分かりませんが、ただ、費用としてというか、予算としてはそんなに多額になるようなものではないと考えられますので、その辺のことを踏まえた上でしっかりと熟慮していただければと思います。

二つ目の質問に移りたいと思いますが、この頃は気候変動で大雨等、かなり雨量が多くなっていますが、雨天時の海への土砂流出による環境への影響についてお伺いしたいと思います。

まず一つ目が、大雨の翌日など海へとつながる側溝から茶色い土砂を含む雨水が大量に海へと流れ込んでいきます。このことにより観光資源であるサンゴ礁への影響がかなり出ていると思われるので、それを調査する必要があると思いますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの米田議員の雨天時の海への土砂流出についての御質問についてお答えいたします。

まず1点目のサンゴ礁への影響、調査についてでございますが、現在、企画観光課のほうで、年2回ほどと聞いておりますが、定期的にサンゴ等のモニタリング調査を実施しております。その結果については特に問題はないという報告を受けております。

併せて、引き続き、このような調査結果などを踏まえて関係部署との情報共有を図って、対策に当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

今のところ、そのようなサンゴ礁への影響ということがないとモニタリング調査では出ておりますが、我々、海の活動してる人間としては、実感としてやはりサンゴ礁の白化等が見られるところもありますので、モニタリング調査をどちらでされてるか分かりませんが、引き続き調査をして、また対応を考えていただければと思います。

同じような質問になるんですけれども、土砂流出に関してですが、島の産業の一つである漁業にも関係してくる海洋生物への影響についても、今後、調査が必要であると感じているが、町としての見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの海洋生物の影響についての調査についての御質問ですが、1点目のサンゴ礁への影響の調査。ただいま議員からありましたように、場所によっては白化現象が見受けられるということですので、そういった箇所については、また担当課のほうに連絡いただければ、調査なり対応すると思います。

2点目の海洋生物への影響調査についてですが、我々のほうではそういった海洋生物の調査についてという詳しい内容については把握をしておりませんので、そういったことについては、また関係担当課、自然保護の担当課とも情報共有、こういった調査があるのかというのを含めて、今後、検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。

確かに海洋生物の影響等について調査をするとなるとかなり大々的になって、環境省の管轄になると思うんですけれども、島の財産でもある海を守るために、やはりサンゴ礁、魚等、海洋生物の政策というのは必要になってくると思いますので、以後も調査、対応をよろしくお願いいたします。

あと三つ目、残土流出の原因の一つとして沈砂池及び浸透池の設置場所、個数が適正なのかを調査する必要があると思われませんが、町としての見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの沈砂池兼浸透池の設置場所、個数についてでございますが、沈砂池等については、今、議員からもありましたとおり、主に雨水による農地などからの土砂の流出を防止する目的で設置されております。一部、地下ダムの水を確保するという目的でも利用・活用をされております。

数については、現在、島内に畑総基盤整備事業などにより275か所設置されております。場所についても、位置図、マップで把握を行っております。

あと、そういった沈砂池はハード的な対策もありますが、そのほかにも併せて土木工事を行う際、工事仕様書において土砂流出防止策を講じるよう、指導も行っております。

また、水土里サークル活動においても、梅雨に入る前や台風シーズン前に沈砂池等の清掃及び排水路の土砂を上げるなどの対策をお願いして、対策を取っているところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

はい、ありがとうございます。

沈砂池及び浸透池からの土砂の流出というのがありますが、実を言うと、畑から側溝へ流れ出たものが海に流れてるといふ土砂の流出もかなり多くあると思われまますので、側溝等の土砂への対応等も今後考えていただければと思います。海に出るのは最終的には側溝から出るわけですので、その辺の対応がもし可能であるのであれば、また考えていただければと思います。ありがとうございます。

最後の質問になりますが、旧東部地区簡易水道についてお伺いしたいと思います。

東部浄水場の電気透析設備は島内浄水場の中でこの東部浄水場が一番古く、石灰処理能力が低いと思われまます。今後の町の対応をお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

まちづくり課長、徳 勝志君。

○まちづくり課長（徳 勝志君）

お答えいたします。

町としましても、東部浄水場から供給される水の硬度がその他の浄水場と同等になるよう、国庫補助を活用して、電気透析設備の整備を計画はしております。また、早期の整備を可能にするために、町長も離島行政懇談会で離島振興地域等における上水道事業者が実施する施設整備に対する補助制度の拡充について、要望活動を実施いたしました。

その結果からして、本年度は高度浄水施設、それから水道施設の耐震化などの整備に関する事業の補助率が2分の1に引き上げられました。

ただし、補助金の交付要綱採択基準に施設整備後30年以上経過した浄水場の全面改築に合わせて整備するものであることの要件がございまして、電気透析設備単独での整備、または浄水場整備後の経過期間からして、現時点では補助金交付対象外であると考えております。

そのため、現在は浄水場の統廃合あるいは再構築も含めて検討しておりますが、いずれも多額の整備費用が必要でございますので、町単独での整備は困難であると考えております。

今後は中長期的な視点に立った整備を検討しつつ、国庫補助の採択基準の緩和及び新たな補助が創設された場合には、迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

はい、ありがとうございます。

今後の浄水場の統廃合等を見越して、何か事業がまた出たときには、迅速に対応していただければと思います。

二つ目なのですが、浄水場の整備に関しては、今言われたようになかなか金額等も大変なものがあると思いますが、配水池についてなんですけれども、佐手久をはじめ、東部地区の複数の集落の配水池が50年以上前に造られたコンクリート構造であるということを踏まえて、早期の建て替え及び浄水場からの直接配水に替える必要があると思われませんが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

まちづくり課長、徳 勝志君。

○まちづくり課長（徳 勝志君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、我々も懸案事項でございました。現在、地下ダム建設に伴う水源池の移設工事を最優先に行っておりまして、それが終了次第、計画的にコンクリート構造の配水池を撤去し、それから、減圧槽を設置して、浄水場からの直接配水としたいと考えております。以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

はい、ありがとうございます。

地下ダムの整備の後ということではありますが、なかなか地下ダムといえ、あと10年、15年くらいかかると思いますので、この件に関しましても何か新しい事業等がありましたら、またよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

まちづくり課長、徳 勝志君。

○まちづくり課長（徳 勝志君）

お答えします。

先ほど申しました水源池の移設工事。優先順位を決めてということで申し上げましたが、移設工事は令和9年度、また8年度では完全に終わるかと思っております。

一応、国との約束では令和6年度でございますが、そのほかにいろいろ手続もあろうかと思つて、我々は8年度ぐらいまで余裕を見てるところでございますけれども、また詳細が分かりましたら、後日お答えいたします。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

はい、ありがとうございます。

令和9年度までということは、あと4年後までで地下ダムの関係のものができるといふこと

であれば、その後、できるだけ早めに配水池の整備をしていただければと思います。よろしく
お願いします。

私の質問は以上になりますので、よろしく申し上げます。では、どうもありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで米田信也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

過疎化を食い止めるために新たな取組は、ほか3件について、土岐和貴君の発言を許可しま
す。

土岐和貴君。

[土岐和貴君登壇]

○1番（土岐和貴君）

皆様、こんにちは。参政党の土岐和貴です。本日も通告書に沿って進めていきますので、よ
ろしく申し上げます。

それでは、質問に移りたいと思います。

質問事項1、過疎化を食い止めるためには新たな取組が必要についてですが、令和5年第1
回定例会で人口減少に向けての具体的な考えや対策を質問しました。その中で町長は人口構造
の若返りに重点を置き、社会現象への取組を図りつつ、自然現象への取組も同時並行的に進め
ていくことで人口規模の確保が必要と述べておられました。

早速、質問に移るんですが、まず（1）から（5）を長いんですが、一括して質問してい
きたいと思います。

（1）企業誘致や働く場、担い手の創出を図るためにどのような戦略で取り組んでいるのか。

（2）今後は交流人口を増やしていき、移住定住につなげていく必要があるが、現在本町で
行っている喜界町のPR活動はどのような取組か。

（3）町長の施政方針の中で四つ目に大々的に掲げている「トップセールス」とありますが、
今年度は本町独自のPRイベントはどれくらいを計画しているのか。

（4）喜界町のPR動画がYouTubeで、ここ修正が入るんですが、四つPR動画があ
る中で、総回数が565万回ほど再生されておりますが、PR動画を公開した後と前で観光に訪
れた比率は変わっているのか。

そして、（5）喜界町のPR動画を県内外の空港やSNSを活用して、今後宣伝していく必
要があるのではないか。

この五つを一括して質問したいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの土岐議員の御質問についてお答えしたいと思います。

まず、過疎化を食い止めるための新たな取組ということで、1から5までの御質問がございました。現在、本当にこれはもう日本中のことだと思うんですが、本町においてもなかなか人口の減少が食い止められないというんですか、私は町長になったときには、ぜひ喜界町の人口をなるべく減少を鈍化したいと。そのためのいろんな施策を考えて、今現在もやっているところですよ。

今、議員が御質問されました、これに対する答弁を行っていきたいと思います。

まず1点目の企業誘致につきましては、令和4年度に鹿児島県企業誘致推進協議会に加入しまして、当協議会が大阪で実施しました企業立地懇話会に参加し、誘致活動を行ったところでございます。今年度は東京開催への参加を予定しております。

また、誘致後の企業に対しまして各種助成金制度を設けておりますので、今後は制度の周知を図りまして、さらなる誘致活動に努めてまいりたいと思っております。

2点目の喜界町のPR活動についてでございますが、現在本町で行っておりますPR活動としましては、PR動画の作成、それからSNSでの情報発信、また、クルーズ船の受入れ、お試し移住ハウスの活用、各種物産展におけるブースの設置。それから、先日のテレビラジオでのPR活動など、様々な活動を通して、町のPRを積極的に行ってまいっております。

3点目のトップセールスについての基本的な考えについてお答えいたします。限られた財源の中で町独自のイベントについては、年1回、開催場所に偏りが生じないように実施すると決定したところでございます。

本年度、町単独イベントは先日の6月2日から4日に博多駅で開催の喜界島マルシェ in マイング広場を実施しております。これはテレビやFMラジオ等で取り上げられましたので、御覧になられた町民の方々も多くいらっしゃるのではないかと考えております。

単独イベントではありませんが、10月に鹿児島市で開催の鹿児島国体、11月に姉妹都市である伊佐市で開催の伊佐ふるさとまつり等への参加を予定しております。

また、来年度は町単独イベントを大阪で開催する予定としておりまして、本年度は視察、打合せを行うこととなっております。

4点目のPR動画の公開後についてですが、まず動画の再生回数でございますが、5月末現在、この4本で合計565万回の再生とたくさんの方に見ていただきまして、非常に好評を得ているところでございます。

公開直後での観光客比率との御質問であります。現在、調査分析を実施できていない状況ではございますが、移住相談の問合せ件数が増えたり、それから、動画を見て来島したとの声も寄せられているところでございます。少なからず影響は出ているものと感じております。

今後このアンケート調査の実施など、PR動画の影響がどのくらいあるのか調査することも検討しているところでございます。

5番目に行ってよろしいんですね。

○1番（土岐和貴君）

はい。

○町長（隈崎悦男君）

5点目の最後のPR動画の活動についてでございます。

議員御指摘のとおり、制作をして単なる終わりではなくて、継続して配信していく必要がありますが、広告配信には膨大な費用が必要となるため、配信費用とリアルイベント。これは県外でのPRイベントをコラボ事業の検討をしたり、それから、町公式のSNSでの継続的な宣伝。また、DVDの貸出しによる様々なイベント等に参加される事業者様の皆様にもぜひ活用していただきたいと。そして、島のPRに役立てていただければと考えているところでございます。

これだけの高評価を得たPR動画を今後は継続的に島外での様々なイベント等で露出することで島の認知度向上や島の集客、そして、単に島の風景や魅力だけの紹介ではなくて、喜界島に行ってみたい、住んでみたいという、この動画制作のコンセプトでもあります移住定住へとつなげてまいりたいと考えているところでございます。

私のほうからは以上でございますが、次の（6）以降は担当課長のほうから詳しく答弁させていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、（1）から（5）の中で幾つか再質問できればと思っているんですが、まず、今回6月に開催された博多のマルシェです。具体的にどれぐらいの来場者があったのか、もし分かれば教えていただけませんか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の喜界島マルシェについての御質問にお答えいたします。

6月2日から4日、博多エキナカ、マイング広場にて開催の喜界島マルシェ。正式な取りまとめはまだでございますけども、島内より6事業者に出店をいただきまして、先ほど町長の答弁でもございました出店イベント開催前の前日のテレビ、ラジオでの宣伝効果等もありまして、3日間で約900人の来場。売上額が110万円と、大盛況との報告がなされておりました。

また、参加事業者の方からはこのような島単独でのイベントをワンチーム、チーム喜界島での開催。先ほど答弁もございましたけども、こういったものを年に1回ではなく、もっと回数を増やしてもらえないかという声も寄せられているところでございますので、今後そういったところも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、約2日間で900人ということと売上げが110万円ということは、すごくこれは大成功だったと思います。

このように年に1回ということで今、進められてますが、今後そのような声で、私のほうもこのイベントはすごくよかったよという声もいただいているので、せっかくこのいいものを一過性で終わらせるのではなくて、継続的に、年に最低でも2回ぐらいできるような予算の持って行き方もできるのではないかと考えております。

もう一つなんですけど、今回もやはり町長のほうがイベントに参加されて、今後、トップセールスということであれば、より町長が外に足を運ぶことが非常に重要になってくると思います。ただでさえ、今、町長は忙しいとは思いますが、町長の人柄のよさとか、そういう人と人との触れ合いで、初めてまだ喜界島に行っていない人も「あ、町長がこういう方だったら1回は行ってみよう」と、そういう形も今後交流を深めていくことで、観光に、そして、移住につながっていくと思いますので、そこら辺も慎重に考えていながら、取り組んでもらいたいと考えております。

そして、今回、私のほうもびっくりしているんですが、このPR動画です。今、PR動画は四つあるんですが、総回数が565万回ということで、これ非常に大きい数字だと思っております。

例を挙げますと、奄美群島でも群島内でPR動画を上げている島があるんですが、沖永良部島では2年前に公開して646万回再生、与論島では4年前に公開して1,808万回再生されています。そして、喜界町はまだ4か月しかたっていないのに、合計で565万回再生ということは非常に高評価だと、興味を持ってもらえてる方々がすごく多いなと思っているのは確かなんです。

先ほども町長のほうもおっしゃったように、このPR動画を一つだけで、YouTubeだけで終わらすのはもったいないということで、先ほど質問したように、空港などでも公開できないかということも含めて、今回、町長のほうが冒頭のほうでDX推進事業等も掲げておりました。私のほうは全てDX推進事業を推奨しているわけではないんですけど、一部の予算として、そういうDX事業でこのようなYouTubeだけではなくて、ほかの場所、空港等のPR動画につなげていくことは可能じゃないかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

御質問にお答えいたします。

今、議員からも御指摘がございましたとおり、また、さっきの行政報告が町長のほうからございましたけども、先日のDX職員研修におきましても、政策参与の方からインターネット時代における情報発信業務の基本方針といたしまして、サーロインの法則。ちょっと聞き慣れない方もいらっしゃるかもしれませんが、制作・コンテンツ開発3、それから、伝達・販売促進活動、いわゆるプロモーションのほうが6、効果検証1、いわゆる3対6対1という比率の必要性について説明がありました。

まさに制作して終わりではなく、継続配信の必要性を今、感じているところでございます。

一方で、広告配信には膨大な費用が必要となっているため、先ほどの町長の答弁でもございました配信費用とリアルイベント。いわゆる県外でのPRイベント等とのコラボ事業といったものを検討。さらには町公式SNSといったものの継続的な宣伝。あと、そのPR動画のDVDがございますので、そちらのほうを貸出いたしまして、各事業者様が島外でのイベント等にそれを積極的に活用いただければと考えているところです。

また、議員御指摘のとおり、空港でのそういったPR動画の配信とかいったところはまた財政サイドと、単費でというのはなかなか厳しい状況ではありますので、そういった事業等を導入しながら、今、特に観光PR関係の事業もかなり出てきておりますので、そういったところに注視しながら、今後進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今回作成されたPR動画はすごく、私も何回も見てるんですけど、これはもう島に住んでいながらも島に行ってみたいなと思える動画だと思うんです。

YouTubeの中では無料でできるトラフィックソースというものがあまして、それが到達経路を分析できるツールがあるんです。まず、YouTubeで検索されたのか。YouTubeで「喜界島」って打って検索して、その動画に行ったのか。もしくは、ブラウジング機能というのもあるんですけど、そういうふうに急激にアクセスがあって、それをYouTubeのAIが察知して、お勧め動画にアップされたのか。もしくはチャンネルページ、喜界町の公式ページから入ったのかという比率も分析でグラフ化して見れるので、そこもしっかり重要な今後のプロモーションにつなげていけるんじゃないかなと思うのと。

僕はここが一番、重要なんですけど、年齢や性別も分かるんです。どの地域からアクセスがあるかというのが分かるんです。

その中で今後、低コストでイベントを考えていくのであれば、アクセスが集中的に多い何々県のところに次はイベントを開催したら、より多くの人たちが集まるんじゃないかという次の次のステップが組めるツールがあるんです。それをうまく最大限利用することで、低コストで今後イベントを開催していく、集客を集めていくという可能性にもつながっていくと思います。

ただアップして、ただ再生回数が多いだけではなくて、しっかりその分析、トラフィックソースもしっかり追っていきながら、「あ、こういう北海道でこんなにアクセスあるんだったら、ちょっと行って見て、イベントを打ってもいいかもね」という判断材料にさせていただければと思っておりますので。

今後のデータはイベント開催やSNS等の宣伝に大きく関わってくるので、検討のほう、よろしくをお願いします。

それでは、（6）の質問に移りたいと思います。

人口構造の若返りに重点を置くためにも、後は次世代の考えなど10年後20年後のビジョンを共有する場、意見交換の場が必要だと考えますが、人口構造の具体的な内容をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の御質問にお答えいたします。

人口構造の具体的な内容につきましては、令和2年度国勢調査によりますと、ゼロ歳から14歳までの年少人口が824名、15歳から64歳までの生産人口が3,118名、65歳以上の老年人口が2,663名となっております。

今後とも人口減少が加速することが予想されますが、御承知のとおり、第2期喜界町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、具体的な施策といたしまして、町内在住の若者がまちづくり等に関して語り合ったり、協議した場を創出し、その中で見いだした施策、事業等を町長へ提案してもらうことで若者のまちづくり参画を促す若者創生会議事業等となる事業もありますので、今後は積極的に活用していただければと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長のほうもおっしゃっていただきましたが、推計人口の調査の中で、まず2010年です。この地域別将来推計人口の調査で2010年の場合、約8,000人の人口に対して、65歳以上の老年人口が32%、生産年齢人口が52%、年少人口が14%。

先ほど私のほうも言っているように、20年後のビジョンを見たときに、例えば2040年には人口がもう5,000人を切っているというデータが出ておりまして、その中で老年人口が48%、そして、15歳から64歳の生産年齢人口が41%、そして、年少人口が11%。この数字を見ても、総人口の約半分以上が老年人口となっております、生産年齢人口の約1人が1人以上の老年人口を支えることになるというデータが出ております。

先ほど若者創生会議等で今後、次世代と一緒に協業していく場を設けるということもすごく非常に大事なんですが、もう一度、立ち止まって真剣に考えていただき、一番重要なのが今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望などを、本町を支えていく次世代の意見、考えをもう少し深掘りして聞いて聞く必要があるんじゃないかと思っております。

所得に関してもこの数十年上がっていません。そして、税金だけ上がってきます。2040年になった場合はもう48%が老年人口なんで、もっともっと生産年齢の方々の税金が上がっていくという推移も出てるので、そこを踏まえた上で、じゃあ今のうちに、10年のうち、20年のうちにしっかり蓄え、備蓄をしていく必要も必ずあると思うので、そこも視野に入れながら、いろんな政策を行っていただきたいと思っております。

それでは、次の質問事項2に移りたいと思います。

観光ビジネス拠点について。

令和5年度一般会計当初予算にて企画観光課所管分で観光ビジネス拠点「K I K A I B A S E」（旧荒木小）の運営経費等で新たに183万8,000円計上されました。

そこで（1）なんですけど、オープン予定が令和5年7月を目標としていましたが、進捗状況をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

令和5年第1回定例議会後の進捗状況で御説明申し上げます。まず3月13日、事業説明会及び現場見学会を開催いたしまして、17名の参加をいただきました。4月28日に管理運営委託募集を開始いたしました。5月17日締切りといたしまして、1件の応募をいただいているところでございます。

それを受けまして、5月の30日に選考委員会を開催し、うち1件の事業者様のほうに選考委員会では決定をしております。本議会への観光ビジネス拠点施設設置条例を上程する予定となっております。

議員申し上げましたとおり、令和5年の7月オープンに向けて、現在動いているところでございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

1件、委託業者が決まっているということなのですが、その中で続けて質問なんですけど、五つサテライトオフィスが計画されていますが、現時点での入居予定数等がもし分かれば教えてください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の御質問にお答えいたします。

まず当初、五つのオフィスを予定しておりましたけれども、以前、IT企業のヴァイタライズが入居しておりました隣の校舎の3部屋のほうもK I K A I B A S Eの管理として、合計8部屋を提供する予定としております。

現時点で入居の打診は2件承っておりますけども、今後、K I K A I B A S Eの管理者が決定後にそちらのほうは話を進める予定でございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今後、PR等も委託業者にお願いするのか、もしくはそこはしっかり行政も関わっていくのかという問題もあるんですが、今後、もし委託業者にPR活動もお願いするとなったときに、今、委託業者に任せてる内容としては、施設の掃除、そして、コワーキング施設の運営、飲食店の経営、キッズスペース管理、役場への入金報告が挙げられてます。今後、もし行政が関わらずに、委託業者にオフィスのPR活動だったりというのを進める場合に、果たして委託業者

がそこまで進めていけるのか、活動ができるのかというのも不透明ではないかなと思うんです。

その流れで（3）の質問です。年間を通して、コワーキング施設の利用者数の目標値や料金設定についてお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の御質問にお答えいたします。

まず、コワーキング施設の利用者数の目標値ですけども、こちらの担当職員等が同類のコワーキングスペース、ほかの各自治体のそちらの視察を行った経緯を踏まえまして、年間600人程度を目標数値としております。

利用料金につきましては、1時間300円、4時間以上使用の際には1,000円と予定しております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今現在の料金設定は島外向けなのか、島内の利用者も見込まれてるのか、お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

ただいまの料金設定につきましては、島内島外問わず、一律の料金設定としています。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

これは一つの案なんですけど、今現在は子供から大人まで料金は変わらないという状況なんですけど、せっかく旧荒木小学校に素晴らしい施設がもうすぐ完成するじゃないですか。その中でやはり島の子供たちにも利用してもらいたいなという思いがあります。

その一つとしてコワーキングスペースを活用して、例えばプログラミングの教室を1時間やる、2時間やる、もしくは先生を呼んでやるとなったときに、子供料金というのも設置したほうがより集客に見込まれるんじゃないかなと思うんです。そこはもう一度、これからも幾つか協議は行っていくと思うんですけど、もし修正が利く場合はいろんな可能性、例えば月でコワーキングスペースを利用したい方ももしかしたらいるかもしれないので、そこら辺も今後の検討材料として受け取ってもらいたいと思っております。

もう一つ、私のほうが懸念しているのが、今後、委託業者に対して、コワーキング施設の管理はお願いしますが、コワーキングスペースの収益というのは全て役場のほうに入るようになっていきます。果たして1階は飲食店でキッズスペース、2階はサテライトオフィス、コワーキングスペースというふうに分けられてますが、委託業者、例えば飲食店の経営側の方々がコワーキングスペースは収益がこっちに入らないのに、管理だったり、清掃をしっかりとできる

のかという部分は僕のほうでは疑問視する部分があるんですけど、そこら辺についても、今後、委託業者等も含めて検討していくことが大事なと思うんです。

その流れで（４）なんですけど、今後、委託業者と行政との関わり方はどういうふうにやっていくのかお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の委託業者との行政の関わりについての御質問にお答えいたします。

まず、サテライトオフィスに入居者が増えましたら、以前の議会答弁でも申し上げましたとおり、持続化するためには当初はそういった支援が必要じゃないかということで、今、1事業所当たり1万円を上乗せするという検討してるところでございます。そういったところが完全にオフィスが埋まるということになりますと、8万といったところです。

それを継続的にずっとやっていくというわけじゃないんですけども、4年間かけて、段階的に落としていこうというふうな今、考えを持ってるところでございます。そういったところが現時点で完全委託というのは、そういったところの時期を見定めてからになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

もう一つ懸念点なんですけど、2階部分でサテライトオフィス、コワーキングスペースの施設があると思うんですけど、1階に受付場所が設置されるということで、オフィスに訪れる訪問者がコワーキング施設を利用する方というのを、どういうふうに区別していくかというのも今後の課題になってくるんじゃないかなと思うんですけど。そこら辺も委託業者と行政側でうまく話し合いを進めていけば解決する部分であると思うんですけど、これも一つ気になったところであったので、お伝えしたいと思いました。

この中で（５）の質問なんですけど、利用者を増やし、認知してもらうためには宣伝活動や管理サイト、ウェブサイトの情報発信が最も重要だと考えますが、取組や検討課題があるかお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

宣伝活動の取組や検討課題についての御質問にお答えします。

まず宣伝活動につきましては、先ほども答弁の中に出てまいりましたけども、鹿児島県の企業誘致推進協議会に昨年度より加入しておりますので、そういったところの活用。それからウェブサイトを立て上げて、施設のPRを図るとともに、そのサイト内にて予約まで受け付けることができるような形で考えてるところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

検討課題ということで、ウェブサイトのほうは今、検討してるということで分かりました。

その中で今後、コワーキング施設に関しては、委託業者に何かトラブルがあったとき、ネット回線だったり、そういったときにも委託業者が責任を持ってやるのか。そこはしっかり行政とまた連携を取っていくのかということでも、やはりK I K A I B A S Eの存在が本当にいいものになるのか、ならないのかということも決まってくると思うので、そこもしっかり検討していただきたい。

やはり先ほど課長もおっしゃったように、ウェブサイトのほうでは予約サイトから予約をして入っていく、受付ができるという流れもできると思います。その中でただ予約をするだけじゃなくて、継続的にK I K A I B A S Eの中身の記事であったり、中身を見せる。どういうふうな利用者があるかということも、継続的にウェブサイトで発信していくことによって、新規の方で1回ちょっと仕事をしながら、喜界島にも行ってみたいという方々も増やしていけると思うので、ただサイトをつくるだけじゃなくて、その中身をもう少し考えていく必要があると思っていますので、よろしくお願いします。

今現在も今まで荒木集落ではこういうふうな大きな施設はなかったんですけど、旧荒木小学校を活用して、大きな施設をつくるということで、荒木集落の方々もうれしいという方もいますし、今後どうなるか不安という方もいると思うんです。

（6）です。長年愛されてきた廃校を活用していくことも踏まえて、今後も地域の方々との定期的な情報共有が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、情報共有の必要性については重々承知しているところでございます。

今後、管理者をはじめ、入居事業者の方々にも地域の行事等に積極的に参加していただくよう、情報交換に努めていただくよう、そういったところも私どものほうからも協力を依頼していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

荒木集落、旧荒木小学校でああいう飲食店ができる、ランチも食べれる、お酒も飲める。いろんな今後のどういうふうな飲食店になっていくかは分かりませんが、確実にこれがすごく成功すれば、にぎわうきっかけの一つになると思います。

集落の方々には、集落だけではなくて、今後、利用する方々の御意見等も踏まえて参考にして、よりよい、一過性のものでなくて、継続的にしっかり利益を上げれるK I K A I B A S Eになっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、三つ目の質問事項に移りたいと思います。

一般財源を増やしていくためについてなんですが、ふるさとを応援したい、そんな気持ちを実現するために生まれたのがふるさと納税制度であります。喜界町では皆様の温かい思いやりをまちづくりに生かすため、ふるさと納税を募集させていただいております。今後も喜界町はふるさと納税制度を最大限活用し、島の魅力・すばらしさを全国にPRしながら、喜界町の活性化に努めていくと本町のホームページに掲載されておりました。

その中で（1）です。ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、auPAYふるさと納税を活用していますが、それぞれの利用状況や今後に向けて、本町独自のふるさと納税PRサイトは考えているかお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の各サイトの利用状況についての御質問にお答えいたします。

まず令和4年度の寄附件数でございますが、1万5,009件。寄附金額につきましては、1億6,797万4,000円でした。

各サイトの内訳を申し上げます。ふるさとチョイス24.5%、楽天ふるさと納税35%、ふるなび14.6%、さとふる23%、その他が2.9%となっております。

また、独自PRサイトについてですけれども、本年度中に各サイトにあります情報を1か所に集約し、検索しやすいサイト、そういったものを構築する予定でございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今後、総合的なPRサイトを作るということで、すごく今後に向けて、また、今現在もこの1億6,000万円というのは非常に大きい額だと思っております。議会でも野間議員等もこれまでもふるさと納税に対しては、どうかこのチャンスを生かしてくださいという話は出てきております。

その中で僕の視点としまして、今現在あるサイト、ふるさとチョイスであったり、楽天、いろんなサイトがあるんですけど、今、数字が出たサイトから訪れる、訪れていないというのは、2.9とかという数字も今、出てると思うんですけど、あえてここを1回ストップして、その部分の予算を違う、例えば人件費だったりとか、例えばPR活動に生かしていくという方法もできるのではないかなと私のほうは思っております。

一定数、パーセンテージが10%以上上にあれば、どのサイトも利用していいかと思うんですが、現在1桁台のサイトに関しては、今後継続して、そのサイトを使うべきなのかというものも判断材料にさせていただきたいなと思っております。

やはり本町独自のふるさと納税サイトです。総合的なサイトがもし知名度が上がっていけば、そのサイトを軸にして、先ほど私のほうも言っているように、そういうパーセンテージが少ない、訪れる方々が少ないサイトは一度ストップして、もっとより人件費、PR活動、そのほか

の予算に回すことも視野に入れながら取り進んでもらいたいなと思っております。

ここで(2)の質問なんですが、寄附金の活用内容等も今現在もホームページで見れることは見れるんですけど、なかなかどこにあるのか、どこを探せばいいのかというのが、しっかり見える化できていないので、もっと分かりやすく見える化することで、継続的なファン、そして町民の方々にも「あ、こういうふうな形でふるさと納税は本町の事業に生かされてるんだ」ということにつながっていくと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の活用内容の見える化についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ただいま町のホームページに活動内容につきましてアップをされてるところですけども、なかなか見づらい、そういった声も寄せられているところでございます。

それで見える化の必要性につきましては認識しておりまして、先ほど申し上げました今年度構築するというサイト内におきまして、寄附金の使途を掲載できるページも設ける予定としております。

今後は活用内容を寄附者に分かりやすいような発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

総合的なサイトだけではなくて、本町のホームページでも大々的に、年間を通して、この月だけでもいいと思うんですけど、1か月でもいいと思うんですけど、納税額1億6,000万円を今、突破しております。その横にでもこういうふうな活用方法をしてますというのをしっかり載せるだけでも、「あ、本町はこういうふうな形で地域、そして、地域住民の方々の事業にも生かしていけるんだ」というきっかけづくり、気づきにもつながっていくと思いますので、その点も協議していただきたい。

やはりトップページ、プラス、あと広報きかいなども島内だけではなくて、広報きかいは島外の方々も見られています。その点、今まで島外で島出身の方々でそういうふるさと納税に興味がなかった方も、こういうふうに島の地域に、子供たちに、この事業にこの税金が生かされるんだってなれば、もしかしたらこの1億6,000万という数字、もう来年度は2億円3億円というのは、本当に見込まれる、それぐらいの本町にとってのビックチャンスだと私のほうは思っていますので、引き続き考えていただきたいと思っています。

本町も一つの会社と捉えたときに、収益が見込まれる部署・事業に対しては、やはり人員を増やして、独自の利益で一般の財源につなげていく流れがどの会社でも一般的だと思うので、ここで毎回、野間議員のほうも言っていますが、チャレンジするところでは大きく動くという部分も非常に重要になってくると思います。やはりまだまだ伸び代があるふるさと納税の活用方法については、引き続き考えていただきたい。

プラス、先ほど私のほうで冒頭で質問をしていた今後次世代のために備蓄、しっかり蓄えを

つくっていくという部分でも、このような形で人員を増やす、いいものをつくっていく、それを全国に進めていく、広めていくということが実現できれば、かなりの一般財源がつかれると思うので、今後の次世代に向けて、10年後20年後の蓄えをつくるという上でも、ふるさと納税は非常に重要になってきますので、しっかり考えていただきたいと思っております。

続いて、（４）の質問です。

返礼品を通じて地域の名産品や産業を全国の方々に知ってもらえる貴重な機会であります。生産者と納税者のつながりや出会いを生かしていくためには、新たな取組が必要ではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

土岐議員の新たな取組の必要性についてという御質問にお答えしたいと思います。

昨年度までは返礼品の種類を増やすことに注力してまいりましたが、本年度は地域生産者の見える化を図り、より喜界島を身近に感じてもらえるような生産者紹介、そういった新たなサイトも、先ほど申し上げております新しいサイトの中で構築したいと、そういったやつも実現していきたいと思っております。

また、生産者自らが物産展等へ出向き、セールスを行うことができるような旅費の助成も今、実施しておりますので、今回の福岡のマルシェ、そういったところでも活用させていただいておりますので、今後もそういったところに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

この総合的なサイトの中でそういうふうに紹介等が、生産者のそういう見える化を図っていくことは、私のほうもこれはすごく重要なことで、それを今までは記事を見たりとか、画像を見て購入されてる方々が多いと思うんですけど、よりもっと近くになればなるほど興味を持ってもらい、この方の物を食べてみたい、飲んでみたい、つけてみたいとかというきっかけづくりなると思うので、私のほうもこの件に関しては早急に進めていただきたいと思っております。

ただ総合的なサイトにアップするだけではなくて、今、既存である本町の公式なYouTubeチャンネル等にもそういうのも上げていくことで、よりまた広がり、そこでもまた先ほど私のほうがお伝えしたように、分析というところにもつながっていきますので、どの県、どのところ、どの方々、どの年代がこの特産品を見ているのか、興味を持っていただけてるのかという分析につながっていきますので、これをうまく活用しながら進めていっていただきたいと思っております。

それでは、質問事項4に移りたいと思えます。

令和5年度新型コロナワクチン接種についてです。

新型コロナウイルス感染症は第5類へ移行されたが、感染拡大及び重症化防止のため、本年

度も引き続きワクチン接種を実施し、65歳以上の方及び基礎疾患を有する方は年2回の接種、そのほかの方は年1回の接種を予定しております。

厚労省では安全性と有効性に関する追跡調査の実態も明らかになっていない状態であります。そして、2,000名以上の死亡報告事例があり、現在観測されている過去最大規模の超過死亡との因果関係も否定できないと、厚労省からの答弁もありました。

ここで（1）です。第5類に移行し、感染報告も今現在、少ない中で、本町においてワクチン接種が本当に必要なのか見解をお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

土岐議員の新型コロナワクチン接種が必要なのかの御質問にお答えいたします。

ワクチン接種は感染拡大を防止し、発症を予防し、それから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的に実施されております。今年度の追加接種につきましても、高齢者や基礎疾患のある方が感染すると重症化する可能性が高いということが報告されております。接種を希望される方も若い方でも多くいらっしゃるということから、接種機会を提供するというので実施をするということでございます。

接種を希望するか希望しないかにつきましては、それぞれの判断となりますので、町といたしましては、これまでどおり正確な情報を提供するとともに、強制ではないことを周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長のほうがおっしゃいました正確な情報を町民の方々にお伝えしますということだったんですけど、厚労省の4月26日に令和5年度春開始接種について公表されていたホームページで公開されていたものがあるんですが、令和5年度接種の対象となる方で高齢者65歳以上、基礎疾患を有する方、5歳から65歳以上は努力義務と挙げられていました。この努力義務も義務ではないことは明確であるんですけど、挙げられておりました。

そのほかに医療従事者、そして介護従事者等、それ以外の5歳以上の方に対しては、努力義務は適用していないこともホームページのほうで掲載されていたんですけど、今回、配られた接種の説明の中ではこの重要な部分が書かれていなかったんですけど、その部分については理由があるのかなと思ったんですけど、その点、もし理由があればお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

先ほど良岡議員の御質問の中でもお話ししたとおりですが、強制ではないということが基本となっております。それはもう希望する方が接種をするということになります。

努力義務か義務でないかということは、先ほど議員もおっしゃられたように、その中に含ま

れるという理解で、また、そういうところでの問合せが保健福祉課のほうにあるようであれば、そういうふうに説明をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

私のほうも今回この例を挙げたのは、今までは各対象者となる方はまる、まる、まる、まるという形で説明にも書かれていたんですが、対象ではないという医療従事者、介護従事者、そして、5歳以上の方々というのもしっかり掲載することで、本来であれば打ちたくない、今回はやめておこうという方々に対しても、このような……。今、見てる感じだと、「これは任意です」というのもしっかり書かれていないので、また、今までのような形で強制的であったり、もしくは人の流れでまた接種をしてしまうという方も、もしかしたら出てくるかもしれません。そこは今後も慎重な進め方、まだまだ今後、年2回、年1回という方々もいますので、そこはしっかり協議していきながら、この部分は載せたほうがいいなという部分がありましたら、そこはしっかり掲載した上で、町民の方々には周知していただきたいと思っています。

そして、厚生労働省のワクチン副反応部会の2023年4月28日の発表分なんですけど、製造販売業者からの副反応疑い報告がありまして、今現在が2万6,911件の副反応疑い。そして、死亡疑いが1,983件、新型コロナワクチン接種回数、今までの回数3億8,603万5,297回となっております。接種後に病院でワクチンとの関係があるかもしれないと報告を受けたのが2万6,911件で、病院の中でこれは因果関係は不明だとなった場合はこの2万6,911件には入っていないので、もしかするとこのデータは氷山の一角かもしれないという情報も、今現在、メディア等でも流れているところであります。

今後、ワクチン副反応検討部会の最新の情報等も保健福祉課、行政のほうもしっかり熟知していく必要があるのではないかとこの部分はあります。公開されている副反応の症状だけでも、今現在、数多く出ておりまして、带状疱疹であったり、心筋炎、心膜炎、心筋梗塞、発疹、いろんなかゆみであったり、今までなかったところに紫斑ができたりとかという事例も出てきております。

例えば徳洲会病院で診察を受けて「带状疱疹ですね」と言われたときも、そこにもし結びつかなかった場合は、今後、今から説明する救済制度も活用できなくなったりする場合がありますので、そこはしっかり病院側と連携を取る必要があるなど、私のほうでは思っているんです。

ここで（2）の質問です。感染拡大及び重症化防止とありますが、本町で有効性の実績調査、そして、副反応の実態調査を行っているかお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

本町では有効性の実績調査や副反応の実態調査は行っておりません。調査につきましては、国のほうで実施されるものだと認識しております。

感染症の対応は政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、それに基づき、国、都道府県、市町村が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たすということになっております。有効性の実績調査や副反応の実態調査等は専門的な医療機関からの情報が集積され、科学的知見を有する国の役割だと認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今、課長がおっしゃいましたように、これは国が考えるべきであって、本町、自治体は考える必要はないということを挙げられましたが、厚労省では予防接種健康被害救済制度というものがありまして、認定調査会の2023年4月20日発表時点でのデータでは、受理件数が7,288件あります。そして、そのうち救済認定が2,398件、うち死亡の救済認定が53件挙げられております。

一つ、地方の現状を例で挙げますと、名古屋市、CBCテレビ局もありまして、そのCBCテレビ局では副反応で苦しんでいる方々やもしくは症状は出ているけど、病院側で因果関係がないと診断され、救済制度が活用できない方々の特集も多く今現在、挙げられております。

その取組がきっかけとなり、名古屋市では自治体独自でワクチンでの副反応相談窓口を設置していたり、今後、地域住民の方々の受皿をつくっている自治体もありました。そのほかにも全国ではそういう形で、今現在、独自の国の意向だけではなくて、自治体独自の対策も行っていることも踏まえて、今後検討していただきたいと思っております。

ここで、続けて（3）の質問なんですけど、特例扱いの新型コロナワクチンの有効性と安全性の分析調査も継続して行っていく必要があると思っておりますが、先ほど課長のほうが答弁した内容を踏まえて、もう一度お聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

分析調査につきましても、先ほど述べたとおり、国の役割だと認識をしております。

先ほど町の役割ということになりますけれども、相談窓口というのは町のほうに設置しております。もし副反応等があった場合には専門的な医療機関へ我々はつなぐと、県、国へとつなぐというような役割がありますので、そういうところで連携をしながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

すいません。私のほうが今、本町の窓口がないというような言い方をしてしまって、すみません。

今後、私のほうもいろいろ調べて認識不足だったという部分もあるんですが、もう少し周知できるような、窓口制度もありますよというのを周知していただければと思っております。

鹿児島県でいえば、先日、鹿児島テレビのかごピタでも副反応で苦しんでいる方々の分析調査やワクチン接種と超過死亡との因果関係が否定できない内容等も放送されていました。

今後本町で進めていく中でしっかり効果とリスクを公表する場を引き続き、接種を促すに当たっては継続して行っていくことと、少ない情報だけで取り組むだけではなくて、進める側ももう少し、例えばそういう副反応検討部会の資料を定期的に職員と確認して、「あ、こういう症状もまた新たに出てきているな」というようなことも病院と連携しながら、今後対応、そして体制づくりを整えていただきたいと、私のほうは思っておりますので、引き続き対応をよろしく願います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで土岐和貴君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は2時30分からとします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

堆肥センターについてほか1件、榮 優太君の発言を許可します。

榮 優太君。

[榮 優太君登壇]

○6番（榮 優太君）

お疲れさまです。一番眠たい時間ですので、目が覚める議論ができればと思っております。また、長々質問しても先輩議員や町民に怒られますので、中身のある質問を簡潔にできればと思っておりますので、よろしく願います。

まずは、新型コロナウイルス感染症が5月8日より5類相当に移行され、マスク着用は個人判断となり、規制緩和や行事にイベントなどが通常どおり開催され、経済回復に日差しが見えてきた気がします。

ただ、新型コロナウイルス感染症が長期的に続いていたため、元に戻るまで決して楽ではありません。今なお続く大手企業や中小企業の倒産、何とか持ちこたえて頑張っている中小企業や商店、飲食店などもあります。苦しいときこそ、みんなで力を合わせて助け合い、乗り越え、笑顔が島中からあふれ、活気ある喜界島を戻していけたらいいと思っております。

先日のクルーズ船や喜界島マラソン、関係各位、本当にお疲れさまです。行事やイベントなどは休日が多く、朝から晩まで準備や開催、片づけ、忙しく頑張っている姿は町民はしっかり見て感謝しております。これからも島のため、子供たちのためと思い、頑張ってもらえたら幸いです。

それでは、通告に沿って質問いたします。

大きな1、堆肥センターについて。

令和4年度第1回定例会でも堆肥センターについて質問させていただきました。あれから1年余り経過しますが、事業の進捗状況や大きな課題でもある有機質資源リサイクルによる財源負担の費用、堆肥の臨床試験の結果等など、課題がたくさんあったと思います。町民が一番関心を持つる事業計画でもありますので、よりよい議論ができるよう、よろしくお願ひします。

1、堆肥センター建設の事業計画及び進捗を伺う。今後の事業計画など。

2、堆肥センター建設運営検討委員会は年に何回行っているか。委員の構成は。また運営検討委員会で課題点など議論されたと思うが、いかがか。

3、令和4年度第1回定例会の答弁では検討中の堆肥の価格試算で、町の財源負担が年間大体1,600万から1,900万との答弁があった。原料になる汚泥処理や生ごみ処理、また、雑木等の処理費用がどれぐらい減るのか。また、町の財源負担がどれぐらい変わったか。

4、農家が求める堆肥の価格、堆肥散布価格など認知しているか。現段階での販売価格、散布価格は決まっているか。農家が求める価格にすると町の助成が増え、財源負担も増えると思うが、どのようにお考えか。

5、堆肥場の作業工程は攪拌機などの機械設備を入れる予定か。

6、堆肥場建設工事総額予算は幾らぐらいを予定しているか。重機、設備機械のみで幾らか。一括して答弁をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの榮 優太議員の堆肥センターについての御質問にお答えいたします。

まず1点目の堆肥センターの事業計画及び進捗状況について御説明いたします。

まず、事業計画についてでございますが、今のところ、令和5年度、今年度中に国庫補助事業の検討、選定を行う予定としております。来年度その補助事業の選定が終わりましたら、補助事業の申請で採択。採択しない設計、施工、管理運業者の決定を行い、契約を行いたいと考えております。

令和7年度に工事着工を行いまして、今のところ、令和8年度中に運用開始との計画となっております。

続きまして、進捗状況についてでございますが、これまで建設運営検討委員会を設置しまして、基本的な構想について協議を行ってまいりました。

内容としましては、主なものとして、まず1点目として原料の選定及びそれに関わる調査。2点目に建設用地の選定。3点目に堆肥を作る際の製造方法、製造方式。4点目に施設の規模、配置。あと5点目に運営方法を含めた事業方式。あと6点目として概算事業費の算定ということで、建設コスト及び運営管理コストなどについて検討を行っております。

その中で堆肥センターでの原料として予定しております牛ふん堆肥の搬入量につきましては、これまで年間約7,500トンほどを見込んでおりましたが、今回、農家自身が畜産関連の国庫事業、畜産農家が補助事業で整備した施設を利用した堆肥、牛ふんを町の堆肥センターに持込み、利用することは、補助事業の二重投資に当たる可能性があるとの見解が県のほうから示されて

おります。

これまで堆肥センター建設事業では、畜産農家の牛ふん対策、堆肥化に関わる労力や時間、コスト等の負担軽減や環境対策などの改善を図るとともに、また、良質な堆肥を製造し、効率的に地元還元することが重要な役割、目的であるとの考えの下、検討を進めてきたところでございます。

しかし、今回、県の見解を踏まえ、補助事業以外の牛ふんの量を改めて算出し、汚泥などその他の原料の数量を基に再度、施設の規模や建設費、運営コストなどを算定することとなりました。

(2)、2点目についてですが、まず、建設運営検討委員会の開催については、令和4年度、昨年度は新型コロナの関係で開催できませんでしたが、令和2年度、令和3年度については、書面開催を含め、年3回から4回程度開催しております。

委員の構成についてでございますが、副町長を委員長に11名で構成されております。その内訳としまして、副委員長に議会議長、あと委員に産業福祉常任委員長、副委員長。あと関係機関として、生和糖業工場長、JA本部長、開発組合事務局長。町から総務課、町民税務課、まちづくり課各課長、私を含めた関係課長となっております。

続きまして、委員会で検討課題として検討されたものとしまして、主なものを挙げますと、建設候補地について、建設の事業費について、建設管理のコスト面について。あと、原料については、さとうきびの残渣、例えばバガス、ハカマ、根株は利用できないかと。今回、堆肥センターの原料としましては、牛ふん、下水道汚泥、雑木、生ごみを選定しておりますが、当初はさとうきびの残渣は利用できないかという検討もなされております。

あと、細かいところでは原料につきましては、牛ふんも産廃なので有料、処理料を徴収するべきではないか。あと、将来、一般家庭からの生ごみを堆肥化するに当たって、その分別をどのように進めていくかなども議論されております。あと、下水道汚泥の堆肥化に当たっての安全面についても議論されております。

3点目の原料となる処理費用ということで、まず下水道汚泥についてですが、仮に島外で処分する場合、鹿児島県の薩摩川内市に処理施設エコパークがありますが、そこまで運搬し、処分する必要があります。年間の汚泥排出量、処理施設までの海上輸送費、陸上輸送費と施設などの処理に関わる経費から算出すると、年間約1,200万ほど見込んでおります。

生ごみについては、本町での生ごみ焼却処分費については、生ごみの量と生ごみに含まれる含水率。生ごみは御存じのとおり、水分がかなり含まれておりますので、その燃焼に必要な燃料などから算出した数値が年間約1,100万ほどの削減が可能との試算結果が出ております。

さらに燃料費が減ることで、CO₂の削減とクリーンセンターの焼却炉の延命化、また、焼却灰の減量による最終処分場の延命化などの効果も見込まれると考えております。

次に、雑木等については、年間約170トンの雑木がクリーンセンター敷地近くに集積されておまして、特に今現在、処理費用としては発生しておりませんが、適切な処理をした場合、例えば雑木を裁断、チップ化する費用として、専用機械のリース代などで年間500万近くの処理費用がかかる見込みを算出しております。

財政負担はどう変わるかということですが、堆肥センターの事業運営上は、前回の質

問でもお答えしましたが、年間平均で約1,600万ほどの赤字、費用がかかる試算となっておりますが、冒頭にもありましたとおり、施設の規模など、減量の量などの見直しを行うことで、事業費の見直しを行う予定で、その辺りで町の負担も変わる予想となります。

今後、改めて算出いたしますが、もし規模が縮小された場合はコストも削減されるものと考えております。

ただ、施設の役割としましては、先ほどの処理に関わる経費の削減や各処分場などの延命化などの効果も見込まれ、環境問題や廃棄物の資源化など、町が掲げる脱炭素社会ゼロカーボンシティに向けた取組にも合致すると考えております。

4点目に農家が求める堆肥の価格、散布価格を認知しているかということの質問ですが、特に農家が求める価格というのは把握は行っておりません。

ただ、価格については、製造コスト、製品の品質、需要や供給のバランス、市場と他自治体の価格の設定などを総合的に判断するとともに、あと先ほど来ありますように、今後、事業の見直しを含め、再度検討していきたいと考えております。

販売価格、散布価格は今後また検討いたしますが、現段階では販売価格、ばらで1トン当たり5,000円、散布料につきましては2,000円を想定しております。

財源負担をどう考えるかということですが、先ほども申し上げましたとおり、施設の規模、原料等を見直しを行いまして、再度検討、関係部署を通じて検討を行ってまいります。先ほど来、申し上げました環境対策、施設の延命化などを含めて、再度検討を進めていければと思っております。

5点目の作業工程につきましてですが、処理方式、製造の方法には幾つかのパターンがございます。費用対効果や離島である地域の実情などを考慮し、通気型代謝を採用候補としております。これはショベルローダーによる切り返しを行い、発酵ヤードの底部、底のほうから空気を送り、発酵を促進する方式となっております。

あと、攪拌機の導入についてでございますが、攪拌機については、故障によるリスクが大きいく、もし故障した場合には離島であるため、修理に時間を要しまして、その間、作業の停止も考えられるということで、あと初期費用を含め、ランニングコストが大きいと考えております。現段階では攪拌機の導入は考えておりません。

最後の建設工事の総額予算はということで、これまでの試算では約20億。これまでの規模等で考えると、約20億程度を見込んでおりましたが、先ほどもありましたとおり、処理の原料の見直しであったり、処理量の再度、積算をしまして、施設の規模などを含めて、改めて算出したいと考えております。

ただ、あと重機、設備機械で幾らかということで、これも当初計画の数字でいきますと、重機が約1億5,600万、設備が設備機械で約3億5,500万との算定を行っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

課長、ありがとうございます。

先ほどおっしゃった原料の牛ふんが7,500万見込みだったということで、この原料がもう足りなくなる可能性というのも、今、少し出てきたと思うんですけど、牛ふんを使わないで堆肥化にするというような話合いも出てはいるんですか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

当初の原料の見込みとしまして、牛ふんのほかにも下水道汚泥、あと生ごみ、雑木、剪定枝などの雑木等を考えております。牛ふんの量は今後減る可能性があります、残りの分については、今後、脱炭素社会に向けた取組ということで、適切な処理、今、考えられるのは残りの分を堆肥化して進めていくということを考えております。

ですので、生ごみについては、今後、また先ほども述べましたが、一般家庭の生ごみをどのようにして収集をするか、進めていくかというのも、今後また検討していく課題だと思っております。

いずれにしる残りの分でまた堆肥化の原料として、今のところ考えているところです。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

原料の確保というのが本当に一番重要で一番大変だと思います。先ほどおっしゃった汚泥は、汚泥も処理する、汚泥が出る量というのも決まってきましたし、雑木等なども喜界町全域でやると結構あると思うんですが、毎年、年間それなりのトン数を処理していけば、原料ももしかしたら足りなくなる可能性も、雑木等もなくなる可能性もありますので、やっぱり原料の確保というのは一番重要だと思います。

これからまた、いろいろ堆肥の原料などの見込みも変わってきたということで、改めて算出するというので、まだ時間はありますので、今後またそういう検討委員会の中でしっかりと議論していただけたらと思います。

1番、2番の事業計画及び検討委員会の構成委員についてなんですが、やはり堆肥の品質や価格の問題、また、きび部会や園芸さんが利用します。原料については農家さん。生ごみについては、やはり地女連であったり、婦人会やまた飲食店の経営者であったり、幅広く委員を増やすことにより、町民の堆肥建設への御理解やまた末端の意見も吸い上げができるのかと思っておりますので、そういった構成員の増員というのは検討しておりますか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

今、榮議員がおっしゃるように、今後、農家さんだけじゃなくて、今後、生ごみの問題もどのように進めていくかということもありますので、そういった主婦の方、区長、区長会の代表の方であったり、そういった一般の町民の方も含め、もちろん農家も含めて、今後、今、検討委員会のメンバーについても検討をしているところです。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

ぜひ堆肥の問題だけではなくて、地域の御理解と御協力が必要になってきますので、委員の増員の御検討もお願いしたいと思います。

3番から6番までの答弁の再質問をしたいんですが、やはり一番は費用対効果だと思っております。堆肥場建設費用が、先ほどおっしゃった当初の算出額では20億ぐらいかかるということだったんですけど、農家所得が増え、町民が長期的に堆肥を活用し、喜んでもらえたら、費用がかかっても町民は納得するんだと思います。

財源負担については、農家が購入しやすい価格にすれば、財源負担も増えます。ただ、本当に堆肥を安くするだけでいいのか、私もそこは問題だと思います。

先ほど説明もありましたが、堆肥づくりの工程は原料回収、運搬、原料を混合して発酵させる、発酵させるためには、先ほど課長から話が出ましたブロワー、送風機で24時間かけたりもします。また、電気代も光熱費もかかります。そして、堆肥ができるまでに最低でも三、四か月はかかります。運搬車両、積込み重機、機械設備費用、光熱費、人件費等、やはり堆肥を作る生産コストというのは相当かかるとしております。

仮に今の生産コストがトン当たり1万円でもし出したとしても、農家さんは1万円では多分買ってくれないので、そこをまた3,000円ぐらいに助成をしてもらえたら、そこはまた町が7割は負担しないといけないとか。そうやって負担をすると、また財源負担も大きくなっていきますので、堆肥を安くしたら買うかもしれないけど、喜ぶのは農家さんだけであって、町民の多くはそこまでは求めてないと私も思っております。

なので、今後どういうふうに検討するかというのは、検討委員会の中でしっかりとまた議論をしてもらえたらと思っております。

私の質問なんですけど、堆肥建設の規模を縮小するといった検討はないかなと思っております。なぜかという、運搬車両や重機関係といった設備機械、そういったものは当初に莫大なお金がかかってしまうので、そういった持つてる企業にそこを委託したり、運搬するのを委託してもらったりとか。そういった長期的に毎日作業するわけじゃなくて、堆肥を運搬して、今度そこで原料を混ぜて発酵させるまで一時的に作業するだけなので、そこから今度ブロワーで長時間、2週間ぐらい置いといて発酵するような段階ですので、一時的にそういうふうにレンタルではないけど、重機を持つてるところから借りて、作業を行ったりとかですね。

先ほど課長の答弁でも攪拌機は故障をしたりとかそういったことも考えて入れないというような話もありました。実際にタイヤシャベルで切り返しだけの、喜界島は2社、3社あるのかな。攪拌機を使つての堆肥の切り返しというのは多分してないと思うので、実際に喜界島島内での堆肥を作るところでも工場でも、タイヤシャベルで切り返しだけを行つてるので、そこまで費用コストというのかからないと思います。

攪拌機を入れなくて、タイヤシャベルだけにしたときに、やはり品質がどうなのかなという、しっかり完熟ができるのかとか、細かく堆肥が発酵してなるのかとか、そういったところもあると思うんですけど、その辺の品質や効果というのは、牛ふん自体がしっかり完熟できれば、

すごいいい最高な堆肥だと思うので、あとはいろいろとそういう臨床実験したりとかして、そこをしっかりといい堆肥を作っていただければ、農家さんも喜ぶと思います。

また、きび農家さんは堆肥をばらで、もう散布までしてというような感じだと思います。

園芸さんとか家庭菜園をする方って若干費用はかかるんですけど、ペレット堆肥とか……。今はほかのところでも結構やってるペレット堆肥で効率のいい撒きやすい。こないだも農協さんに話を聞くと、袋詰め普通の堆肥のほうが若干安いんだけど、ペレット式のほうがもう効率がよくて楽ということで、みんなそっちのほうに移ってるということで、200袋ぐらいもすぐ年配の方がまけるよというような話もありました。

そういうペレット堆肥とか、そういった品質のものを、利用する方たちがやっぱり喜んでもらえるような、そういったいい堆肥などを作っていくのも、また必要ではないかなと。

自分も地域資源を生かした有機性資源、先ほど言った汚泥とか家庭用の生ごみとか、そういったものをリサイクルして、今後、環境問題には必ず必要だと私も思っております。

ただ、やはり莫大な費用やコスト、その負担をしてまで、一度、堆肥場もあって失敗というような形もあるので、町民はそこは懸念してる場所もあります。そういったところをしっかりと課題を解決しながら、また、先ほど何度も言うように、島で堆肥を作ってる事業者さんもありますので、その辺とまたうまく連携を図りながら、堆肥の生産コストを下げ、財源負担を減らし、また、農家さんや町民が求める適正值段にしっかりとするためにも、ちょっと規模を縮小して、小規模の堆肥建設から始めてやっていってもいいのかなと思うんです。

課長、その辺についていいですか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

先ほどの答弁でも一部ありましたが、扱う原料が減ってくると、やはり施設の規模も縮小になってくると思います。その分、コストも減ってくるのかなと考えております。

あと、ランニングコストについても、例えば機械であったり、そういったものも使用頻度が低いものについては、どっかのやつを運搬だとか、例えばダンプだとか、そういったのがリースする体制が取れるのであれば、またその辺も含めて検討をしていければなと思っております。

それにしてもやっぱり億単位の建設費がかかるとは思いますが、今、担当のほうでなるべく有利な町の負担が少しでも負担が減らせるような補助事業というのを一生懸命探しています。

残りの町の負担の分についても、起債のまた有利なものを活用するなどして、少しでも町の負担を減らす努力を今、してもらっているところです。

あと、ペレット化だとか、全国的に見ると堆肥の需要というのがなかなか苦慮してる場所もあります。そういったところで、今、議員がおっしゃったようなペレット化して作業の効率化だとか、扱いやすさというのがあります。その辺も徳之島も先般、機械を導入しまして、そういったペレット化に取り組んでますので、今、議員からもいろいろアドバイスがありましたが、そういったところを含めて、また今後、検討委員会の中で委員の構成も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

ぜひ検討委員会をまた増員して、先ほどおっしゃった見直しの中でいろいろと課題が出てきて、それを改善して、負担する費用を減らして、町民が納得してもらおうような堆肥建設をしっかりと議論してもらえたらと思っております。

堆肥センターについては以上です。

それでは2番の子供の学習支援について。

この問題については、非常に難しい問題だと理解はしております。少しずつ前に進むためにもいろいろ検討する必要な問題だと思います。

少しそれますが、私の祖母、昭和元年、大正15年、97歳になる元気なおばあちゃんがいるのですが、週2回のデイサービスを非常に楽しみにしております。先週の台風で風が強い日、朝起きて、準備を行い、楽しみに送迎車を待っておりました。風が強いので、外で倒れたりする可能性もありますので、「今日は行くのやめたほうがいいよ」と私たちがお願いをして行くことを断念しました。おばあちゃんにとってはこんなに楽みな居場所があるんだと感じました。

でも、子供たちにはこんな居場所があるのか。そして、つくってあげられないのか、本当に思わせられました。

子供が学校に行かない、行けない理由は様々であります。私たちにも分からないかもしれませんが、ですが、居場所だけはつくってあげたい。その居場所、家でもなく、学校でもなく、子供が行きたくなる安心した居場所から学習支援を行い、社会に出ても生活できる自立した子供を育てる環境があってもいいのかなと感じました。

最終的にはたくさんのお友達がいる学校に行けるよう、それまでの支援が必要だと思い、質問させていただきます。

1、本町の不登校は現在何名いるか。不登校の定義に当てはまらない全ての長期欠席者は何名か。

2、不登校の理由や登校したくてもできない理由などは把握しているか。また、不登校をなくすために学校または教育委員会としてどのようなことを行っているか。

3、不登校や長期欠席者の学習支援は行っているか。長期的に休むと学習が追いつかず、さらに学校に行けなくなる、行きたくなくなると思うが、どのように対応をしているか。

4、フリースクールのような一人一人が自分に合った環境、学習支援も必要だと思うが、いかがか。町で立ち上げることができないか。

一括して答弁をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

4点の御質問に一括してお答えします。

まず初めに、不登校を含む長期欠席者の基準は年間30日以上欠席した児童生徒と定義されております。現在は令和5年度が始まって間もないため、30日を超える長期欠席者はいないことになることから、昨年度末の実態を基に、現在の学年に当てはめた形でお答えいたします。

また、長期欠席者の分類は大きく二つに分類することになります。一つは、不登校による長期欠席者、もう一つは病気や経済的理由及びその他の事情による長期欠席者というくくりでの分類でございます。

そこで、御質問の本町における不登校生は小学校はゼロ、中学校が8名でございます。もう一つの不登校の定義に当てはまらない長期欠席者は小学校が1名、中学校が7名となっており、合計した長期欠席者は小学校が1名、中学校が15名の合計16名でございます。

次に、2点目の不登校の理由や対応等の質問にお答えします。

不登校の理由や背景は、先ほども御指摘があったとおり様々であり、欠席の頻度や様態も多種多様であるため、学校では保護者と十分連携したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所などと連携したりして、個別に分析し、理由や背景の把握に努めております。

また、不登校の解消に向けて、教育相談や家庭訪問、保護者との相談をはじめ、先ほどのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとも連携して取り組んでおります。また、理由や様態、不登校生の特徴などを基に、生徒指導部会や不登校対策委員会などで現状の把握や対応策の協議を行い、それぞれに応じた対応に努めているところでございます。

教育委員会としては、学校から毎月の報告を受けるとともに、指導主事や町の教育相談員による学校訪問や情報共有、対応策の指導助言などに努めるとともに、必要に応じて、医療関係者や福祉関係者などを交えたケース会議を実施し、支援方法等を協議しているところでございます。

次に、3点目の学習支援に関する御質問にお答えします。

学習支援については欠席の頻度や様態などによって若干異なりますが、欠席がそれほど多くない場合は登校した際の授業や宿題などによって対応し、欠席日数が多い場合は定期的に家庭訪問を行い、学習プリント等を届け、見届けるなどの対応に努めております。今後はタブレットなどのICT機器を活用した方法も検討したいと考えております。

ただし、長期欠席者の児童生徒の中には、学習材を与えるなどの学習支援を行うことが新たなストレスを感じるというケースも見られ、個々に応じた支援の在り方に心がけているところでございます。

最後に、4点目のフリースクールに関する御質問にお答えします。

一般的にはフリースクールと呼ばれるものは個人やNPOなどが運営することが多く、教育委員会や公共団体が開設する場合は適応指導教室と称することがほとんどでございます。

大島地区内では奄美市が適応指導教室を開設しており、元教員の指導者2名を雇用して、学習支援や体験活動などを実施していると聞いております。利用状況については、不登校を含む長期欠席者全体のうちの0.6%が利用していると聞いております。

本町では一昨年から長期欠席者が増加する傾向が見られ、学年によっても偏りが見られることなどから、これまでは個別の対応をしてまいりましたが、今後、3年に及んだ新型コロナウ

ウイルス感染症の影響があるかどうかも含めて増加傾向の推移を注視しながら、並びにまたニーズの把握などにも努めて、居場所としての適応指導教室を開設するかどうか見極めてまいりたいと考えているところでございます。

理想を申し上げますと、先ほど委員からもあったとおり、学校に通うのが理想であるとは考えますけれども、そういった緊急の居場所が必要かどうか見極めていきたいと考えております。以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

教育長、ありがとうございます。

学校でのいろんな取組、不登校をなくすための取組や教育委員会での取組。先ほど言った教育相談やソーシャルワーカー、面談や家庭訪問を定期的に行ったりと。

学習支援については、自分も子供に聞いたところでは、放課後に来てやってもらったり、学習支援をしてやってもらったりとか、学校に来れる子もいれば、やはりなかなか学校に来れない子もいる。先ほど教育長もおっしゃった、課題を出すとそれがネックになるというか、そういった子たちもたくさんいるので、すごく難しいところがたくさんあると思います。

本当に不登校の問題というのは本町だけじゃなくて、全国的に問題視されて、解決に向けていろいろと取組していると思います。非常にデリケートなところもあり、また喜界町は人口の少ない本町でもありますので、すごく難しい課題もあると思います。

先月、沖永良部へ議員皆さんで行ったんですけど、議員大会のときにNPO法人の心音さんに視察に行きました。そこは子供と保護者へ寄り添った包括的支援を行う心音、発達支援を行うサランセンター、心理社会的支援を行うダ・ヴィンチを設立し、子供の第3の居場所をつくってあげておりました。

少し中身をタブレットで紹介させていただきます。ちょっと見にくいかもしれませんが。

運営者のメッセージなんですけど、私たちは子ども一人一人を照らす灯火になれることを願ってやみません。子ども一人一人が自分の人生の主演となって力強く生きていけるよう育てほしい。私たちの願いは、子ども一人一人が自分の人生を主演となって、力強く生きていけるように育てほしいということ。そして、決して「成績をあげる」ことだけを目的としたものではなく、「自らの長所を活かして伸ばして、将来の可能性を広げてほしい」と、一人一人に対し、様々な思いを込めて支援している。「勉強でつまづくことがあっても乗り越えられる力を持ってほしい」「自分の長所、能力を活かして伸ばし、将来を広げてほしい」「社会に出たときに、生き抜く力を持ってほしい、培ってほしい」という思いを基に、「どうしたら楽しんで学べるか」「どうしたら解り易いか」「どうすれば成果がでるか」「実際に成果・効果があるか」を考え、教材作成に臨んでおります。

理事長さんがいて、志學館大学の大学院の心理臨床学研究科の教授がアドバイザーにいたりとかです。ここはスタッフさんがすごく充実して、理事長さんの奥さんは元役場職員だったかとおっしゃっておりました。スタッフも児童指導員、公認心理士、心理士、保育士、児童指導員、また、保育士、児童指導員がいて、食育アドバイザー。このようにしてすごく充実したス

スタッフがいるからこそ、こういうふうに恵まれた人材がいるから、子供たちをサポートできるというのもあると思います。

サランセンターもこうってありますが、サランセンターの目指すものとして、こんな悩みありませんか。子どもの子育てで不安を感じている、生徒に困り感を感じている、気軽に相談する場所を探している。サランセンターは、生まれながらに「生きづらさ」を抱える子どもたちが、より「その子らしく」自分の持てる力をたしかめながら伸ばしていく場所です。個別支援計画に基づいた「療育」の実地をいたしますというような感じです。

自分たちもいろいろ感じたんですけど、そこの理事長の熱い思いというか、子供たちに対する熱い熱心な思い。そういったところがすごく子供たちに感化されてというか、自分なんかもしっかり頑張っていけないといけないのかなと思っているのかなと。

ここも活動紹介としても、いろんな発達支援とか放課後デイサービス、保育所の訪問支援とか、本当にいろんな活動をやっている、お昼御飯も食べれて、夜も送迎までして、お風呂までここで入って、自宅に帰るといような、本当にすごく充実した子供の居場所をつくってるんじゃないかなと感じました。

ここがいろんな補助金を使って運営してるんですけど、運営先が日本財団、子ども第三の居場所というところなんですけど、ちょっと動画を……。

[動画視聴]

○6番（榮 優太君）

日本財団というのが運営したり、実際にやってるわけではなくて、いろんなそういう支援をしてる。いろんな補助を紹介したりとか、サポートしてる場所というところでもあります。

今、教育長が言うように、実際、喜界島も学校側でしっかりサポートして、いろんな取組等をしておりますが、やはり子供たちの居場所として、なかなか難しい家庭環境やいろんな問題もありますので、そういった子供の居場所をつくってあげるということも、そこに逃げ道じゃないですけど、何かしら私たちがサポートできる、そういった方法がないかと私は思っております。

本当に民間が一番、先ほどの心音さんみたいにすごい人材がいて、子供たちをすごいサポートしてもらえる、そういったすごい人材がいる、できるのもやっぱり民間のいいところだと思います。本当は私たちとか議員の皆さんが「私がやるよ」って言ってくれたら、一番いいんですけど、なかなかそういったところも難しいというところで、今、設立できない現状があると思います。

町として設立するきっかけというか、サポート、例えば今の心音さんの理事長を呼んで、いろんな講演会したりとか、日本財団の第三の居場所の支援制度の説明会を開催してもらおうとか、関心のある方がやりたいと思っていただける、そうやって飛び出せるきっかけになるんじゃないかなとも思っておりますので、そういった支援というかサポートをできないかなと思うんですけど、教育長、どう思いますか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

私もサランセンターについては、資料に目を通させていただきましたけれども、不登校の観点のみならず、様々な子供たち、家庭を対象としたものであると受け止めております。

こちらの場合、今ありましたとおり、日本財団の支援を受けながらNPOでやっておりますけれども、町としては先ほど申し上げましたけれども、町が独自で考えていくとなれば、また適応指導教室というのが一番の候補になるんだろうとは思いますが。

本町の状況を先ほど御説明いたしましたけれども、今、教育情報誌などによれば、やっぱり新型コロナウイルス感染の関係で増加傾向にあるということも言われておりますので、そういった状況、推移等を客観的に見ながら、必要な対応を考えていきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

本当に島の子供は宝。当たり前前に学校に行けない、本当に昔ではちょっと考えられないというか、私たちがなかなかそういうふう想像できないというような感じなんですけど。でも、それが当たり前身近にそういった学校に行きたくない、行けない、朝が起きれないとか、そういった子たちも実際にいるわけで、そういった人たちを少しでも当たり前前の生活ができるように助けてあげる、助けてあげたいと私はすごく思いました。

何かしらしてあげられるような、そういった、それで子供が自立して、社会に出ても立派に成長して、また島のために一生懸命頑張ってもらえるように助けてあげたらなと思っております。

子供の学習支援については、私の一般質問は以上なんですけど、今日、町長が出番があまりなかったものですから、通告外なんですけど、子供の学習支援についての関連で少し町長にお聞きしたいんですけど。

先ほどの子供学習支援、子育て支援。本当に人口減少が歯止めが利かず、今、子供をつくるというのが本当に……。結婚するという概念とか、子供を欲しいというような、そういったのもすごく薄れてきているような話も聞きます。

ただ、今の島の実情。子供が2人目、3人目、4人目、子供をつくりたい。だけど、つくりたいんだけど、欲しいんだけど、でも、なかなかそこに行き渡らないというか。でも、それはやっぱりふだんの生活環境が子供を産める環境でないというか、すごく厳しい生活をしている御家庭がたくさんあると思うんです。

自分もこの先、隈崎町政になり、すごく子育て支援、教育支援、そういったいろんな支援策をたくさんして、ちょっと変わってきたなと、町長やってくれてるなと僕も思っていたんですけど、末端の一番苦しい思いしてる子育て世帯の親御さんたちから話があると、もっと子育て支援してくれないと、もっといろいろ安定した生活ができるようにしてもらえないと、やっぱり苦しいよと。何かやってるんだけど、やってるようになってるだけで、それで満足して、それ以上、やってもらえないんじゃないかとか、もっとやってくれよという声がありました。

自分もやってるって。僕も今までは子育て支援、おむつ代やいろんなそういう助成もしてもらい、出産祝い金も上げてもらい、すごくやり出したなって思ったんだけど、そういったものが実際の末端の組はそういうふうになってなくて、もっとしてくれと。もう物価も上がって、

島から出ていくときにもいろんなお金がかかったりとかするわけだから、もっとそういったところももっとしてくれというような声が上がりましたので、町長、今後、子育て支援、子供たちに対する、子供を増やすためにもっとやってもらえないですか。

○議長（榮 哲治君）

町長、よろしいですか。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

最後になりまして、通告なしの一番難しい、私に取り組んでる中で本当にこの子育て問題です。これ少子化にももちろん始まるんですが、今の現在の子供たちをどうやって……。まず人口を増やすのはどうやってやればいいのかから始まって、そのためのいろんな施策。出産の旅費とか宿泊費とか、お金で済むものであれば、今言われる財源をつぎ込んでできるんですが、問題は今のようなどういった教育をこの島で受けさせ、維持していくのか。

これは私も小学校のときから母子家庭で育ったものですから、いろんな家庭の厳しさというのも分かっています。ですから、それと子育ての家族ですね。親たちを支援する、そして、子供は子供たちでこうして学校でどういうふうな支援をすればいいのか。

その中で生じた不登校とか、そういった問題をどういうふうにやればいいのか。逆にそこに手を突っ込んで、やればやるだけ、その子に対しては何か嫌な思いをしていくんで、本当に議員がおっしゃったデリケートな問題なので、この議場の場で通告なしでお答えできる答えは持ち合わせていないんですが、そういったものをもろもろ含めながら、どういうふうな体制でやっていくのか。子供たちの問題、それから、その子供を育てる地域の問題、コミュニケーションですね。そういうのも教えてきました。そういったことを含めながら、島全体としてどういうふうに扱っていくのか。それで、それを行政、私たちがどういうふうな支援ができるのか。

それも一過性だけじゃなくて、これもずっと継続で続けなきゃいけないという、そういった財源の問題を継続的にやっていくためにはどういった財源が必要なのか。そういったもろもろのことを考えながらやっていかなきゃいけないと。

でも、それって待っておれないんですよ。子供たちは1年1年ずっと成長していくわけですから。だから、できるだけ早く、それもそういうふうはどうすればいいのかということを考えながら、毎日を過ごしておりますが、国のほうもこども庁というふうに、子供に特化した考えもだんだんだんだんこういうふうにならなければいけないんだと。これはもう子供は国の宝だと。島は島。これは本当に喜界島の宝だからということ考えていく。

これは私だけが、1人だけがこうして、また、執行部だけが考えることでもない。教育は教育委員会なりにこうして考えてもらう。そして、議員の皆さんはこうしたいろんなアイデアというんですか、こうしたらいいんじゃないかとか、こういったいろんな方法をこうしていつも言ってもらいますけども。

みんな全体で取り組まないと、これはただ単に手当をやればいいのかというような問題ではないような気がするんで、その辺を一緒になって考えていけたらなというのが、今の私の現在の答えです。

質問要旨があれば、もっとまともな回答を出したかも分かりませんが、御勘弁いただきたい
と思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

榮 優太君。

○6番（榮 優太君）

通告外でしたので、今回は通告書をしっかり作って、町長に納得できるような通告書を作っ
て、また答弁させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで榮 優太君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は3時40分からといたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

堆肥センターについてほか1件、生島常範君の発言を許可します。

生島常範君。

[生島常範君登壇]

○3番（生島常範君）

町民の皆様、議場の皆さん、うがみんせいら。無所属1期目、生島常範です。最後となりました。
分かりやすく、要領よくやっていきたいと思ってます。よろしくお願ひします。

まず1点目の堆肥センターについてですけども、今、榮議員が詳しく質問して、当局のほう
からも説明が詳しくありました。

それでも、実はこの問題は非常に町民の関心の高い問題であります。ですから、私自身の確
認も含めて、勉強も含めて、若干補足もしくは確認をさせてもらったらと思ってます。よろし
くお願ひします。

榮議員が細かく出しましたけども、実は4月27日に開催した議会報告会でも参加者の中から、
農業立島だから堆肥を作るのはもう賛成だ。けども、以前つくった旧施設の経験を生かして、
税金の無駄遣いにならないように運営をしてほしいと。そして、農家が使いやすい価格設定を
してほしいという旨の意見もありました。

私自身もその方を含めて複数のきび作農家、園芸農家の方々からも話を聞いて、勉強をした
いと思っております。そして、今日も勉強してきました。そのことも若干報告させていただき
たいと思います。

そのように予定地の造成工事も進んでおり、町民の関心は非常に高いんですけども、まさに
最大の関心事は使う側からすると、町民への販売価格であります。良質な堆肥の導入した土づ
くりによって、環境と調和した農業の普及、定着がつながることはもう明らかでございます。

これまでの説明でもありましたように、計画している堆肥センターはクリーンセンターの燃料費の節減、それに伴う最終処分場の延命化が期待できるということです。

具体的にはクリーンセンターでごみとして燃やしている生ごみ、先ほどの説明では年間に試算して1,100万ぐらいということでした。さらに下水汚泥、これ年間1,200万ぐらいかかると。こういったことを……。

それと、公共工事や集落の美化作業などで発生した雑木などを利活用して、CO₂の削減及び、町長が今朝も紹介されましたように、脱炭素の推進にもつながります。さらには国、県が進めている資源の循環型社会の推進にも期待できると思います。

そしてまた、日本で最も美しい村連合に加盟している喜界町ですけども、官民挙げて意識を高めて、雑木とかそういった雑草の手入れをすることによって、より一層の景観美化が維持できる、まさに三方よしどころか、全てによしという計画だと私は思っております。

その中で相対的な費用効果を算出し、補助額を増やして利用しやすい価格設定が必要だというのが町民の声でございます。先ほどもありました。

そして、ここで質問ですけども、先ほど課長のほうから年間の販売価格の予定はトン当たり5,000円。そして、散布まで入れると2,000円ということでしたけども。これは通告にはないですけど、答えられる範囲内でお願います。この価格というのは、私が調べたところ、汚泥や生ごみを使って堆肥を作ってるのは奄美群島内にはありませんでした。宮古島にありました。群島内になくて、宮古島にありました。宮古島の堆肥センターに問合せしたところ、牛ふん堆肥でトン当たり9,350円です。鶏ふんの堆肥も同じです。下水汚泥の堆肥は1万3,200円と、向こうは3種類作っております。

この値段を参考にして設定したんでしょうか。その辺を教えてくださいませんか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

価格の設定につきましては、先ほども述べさせていただきましたが、製造コストであったり、製品の品質、あと他市町村の価格ももちろん参考にさせていただいております。

今、宮古島の価格も議員からもありましたが、多分そのレベルというのはある程度高い価格設定だと私の中では思っておりますが、それよりも5,000円も切る価格設定をしている市町村もあります。それは設備の環境であったり、規模であったり、そういったので、また価格も違うでしょうし、そういった地域の実情とかも含めて、また考えていかなければいけないと思っております。

ただ、当初はトン当たりの5,000円というのも高めに設定してた時期もありました。というのは、なるべくそういった運用コストの削減を……。赤字の幅を少しでも小さくする意味では収入が多かったほうがいいので、ある程度高めの設定をしておりましたが、ほかの市町村、宮古島以外の市町村も含めて検討した場合は、5,000円がある程度の価格設定ではないかと思っております。

ただ、この5,000円というのは最終的な価格ではなくて、あくまでも堆肥センターの事業を運営していく中での収支を含めて価格設定。それで農家さんがやり取りする価格ではなくて、

さらに議員おっしゃるように、利用しやすい価格というのは、今、町のほうでもいろんな園芸資材だとか、そういった開発組合の有機物資材を購入する分についても別途支援を行ってはおりますので、そういった価格設定とは別に、もっと農家の方並びに一般家庭の町民の方々も家庭菜園等で利用できる価格設定というの、また今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

先ほども申し上げたように、下水汚泥とか生ごみを使った、あと雑木類を使った堆肥化をしてる市町村というのは非常に近くでは少ないんです。宮古島しか私は探せなかったんですけども、宮古島しかなかったんですけども、そういったところは大いに参考にさせていただいてですね。

向こうは牛ふんを使ってるんですが、じゃあどうして向こうは牛ふんが足りるんだとか、その辺のところもまた十分に検討していただければと思っております。

ちなみに宮古島は堆肥は3種類、先ほど申し上げましたように、牛ふんと鶏ふんとあと、汚泥堆肥と三つに分かれてるんです。汚泥堆肥のほうが高いんです。牛ふんと堆肥は同じよう料金でした。

さらに袋詰めで15キロというのがありまして、これは牛ふんと鶏ふんが385円とか。そして、汚泥のほうは495円と、こんな設定してて。こういうのがあると、一般のいわゆる家庭菜園の方々にも利用しやすいのかなと気がしますので、その辺のところもまた……。原料の見直しもあるということで、再度、検討し直すと思えますけども、規模も含めて見直しますけども、そんなところも参考にさせていただいて、求めやすい価格にさせていただければと思っております。

町民の声を反映させていただくと、必要なんです。喜界町は農業立島の島なので、必要なんですけども、作るほうの都合だけでなく、使う側の使い勝手のいい価格とか、あと質とか品質も考えてくれというのが町民の声ですので、その辺のところは検討委員会の中でもぜひ強調していただければと思っております。

関連しまして、次の質問です。

その中で先ほどもありましたように、建設時期はもう見直しをして、今年度中に事業申請をして、7年度から工事着工、8年度から運用開始ということでしたけども、先ほど榮議員からもありましたように、堆肥センターの建設運営検討委員会の構成のことがありましたけども、11名いらっしゃるということです。

その中でこれも町民の声です。先ほど申し上げました、使う側が入ってないじゃないかと。利用する側です。こちらから考えると、買って使っていただく側です。そこの声がちゃんと反映できるような組織運営してくれと。それでもできれば早い時点で参加、加入してもらえないかという声がありますけども、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

検討委員のこれまでの取組というのは、堆肥センターの建設事業に向けた基本的な構想をまずは練って、それをまた町民の皆さんにお示しして、最終的な皆さんに喜んでもらえるような堆肥センターの建設ということも一つは目的というか……。まず基本的なことを、枠組みをつくっていかないと、そういう議論というのなかなかできないのかなと思っております。

先ほど申しあげましたとおり、そういった基本的な構想というのが出来上がってますので、ただ、原料となる堆肥の量がまた変わってきますので、それを含めて、今回、農家さんだけでなく、そういった生ごみの問題もあったり、雑木であったり、生活環境のそういった有機物をどうするか、廃棄物をどうするかという取組も必要になってきます。

先ほどもありました農家さんだけでなく、区長さんであったり、地女連だったですかね、そういった各町民の代表の皆さんを含めて、検討委員会の中でいろんな方面でまた御意見をいただきながら、よりよい施設にできるよう取り組んでいければなと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ぜひそうしていただければと思っております。

ちょうど原料の見直しがあったりして、振出しじゃないでしょうけども、再度、再検討が必要ということですので、こうなってくると畜産部会の方々にも入っていただいたほうがいいんじゃないかという気がするんです。そして、いろんなきび作農家から園芸農家、いろんな農家の方々。いわゆる使う最終ユーザーの方々にも入っていただく。そして、持ち帰って、その部会でまた出して、結局、意識を浸透していただくと。

結局、資源の循環型社会を私たちは目指そうとしているわけですから。堆肥だけの問題じゃない。ですから、その意識を町民各位に広げて、そして、みんなで堆肥センターを活用して、運用していこうといった機運を盛り上げていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

堆肥センターの件に関しては、これで終わらせていただきます。

続きまして、2番目になります。

「きらりと輝く人づくりとアカデミックな観光の展開」についてでございます。

資料を準備してあります。A4の紙、両面刷りの資料でございます。これは今年3月に出た教育委員会から出た史跡、城久遺跡保存活用計画書という資料の中の29ページと30ページでございます。私が見たのは4月21日でした。この資料を参考にさせていただければと思っております。

第6次喜界町総合振興計画でも、特色ある地域資源を活用し、地域住民が島の魅力を伝える仕組みづくりと人材育成を目指しております。現在は埋蔵文化、あとサンゴ礁文化同様、とても盛んに発信してますけども、無形文化財も貴重な地域資源だと思います。今回はこの無形文化財の保存活用について取り上げたいと思います。

今年に入って海外を含めたクルーズ船の寄港は、通告書には既に2回って書いてますけども、これ5月24日現在でして、その後5月26日にフランス船籍のクルーズ船が寄港しましたので、

既に3回となりました。

エイサーやフラダンス、ギターの生演奏で喜界島を紹介したり、あと、島唄六調で大変盛り上がり、船の中からお客さんも笑顔で応えておりました。とても印象的でした。そして、船が出港して、見送りの町民も船が見えなくなるまで手を振る光景にとても感動しました。きっとお客様にも印象深く残ったと思います。

そうした好印象を与えることで、今後もクルーズ船の寄港は増えることが期待されます。先ほど町長にもありましたように、クルーズ船の誘致によって1回ぼっきりじゃないんです。私はたまたま知り合ったんですけども、喜界島に来た方がクルーズ船で乗ってきて、何回も個人で来ての方がいらっしやいました。ですから、クルーズ船の誘致というのは、非常に観光振興、あと、交流人口の拡大には有効だと思ってます。

そこで、その中で出番をつくるということも支援につながるという観点から、歓迎セレモニーなどの大きな行事の中で、喜界町が指定している文化財である八月踊りや棒踊りなども、町当局が具体的な計画を立てて参加要請をし、御披露いただき、後継者を含めた人づくりや観光振興を同時に図る仕組みが確立できないかと、つくれないかと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の御質問にお答えいたします。

クルーズ船の受入れの際には関係機関との対策会議を立ち上げております。その中で役割分担というのを行っております。

御質問のイベント関係につきましては、観光物産協会が担っておりまして、今回、八月踊り保存会へも要請を行ったということでございます。ただし、平日の日中ということもありまして、人員の調整がつかないということでお断りをされたという経緯がございます。

今後の受入れにつきましても、平日の昼間に寄港するということが想定されますので、引き続き関係機関や集落と連携を図りながら、議員御指摘のとおり、町の文化もPRしながら、クルーズ船受入れ時のさらなる拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

観光物産協会を中心にそういった出し物などは検討していただけるということです。その中でもそういった無形文化財も地域の資源だと、観光資源だという位置づけはもちろんあると思いますので、それを伝えていただいて、先ほど申し上げたように、計画的にいつどんなイベントがあるというのは分かりますので、計画的に半年前とかしていただいて……。クルーズ船の寄港予定というのは半年ぐらい前に分かるのでしょうか。もしくは大きなイベントのときなんかには、そういったふうに半年以上前から分かると思いますので、前もってそんなことまで配慮していただくとかですね。

そして、何はともあれ喜界島オンリーワンの、我々、喜界島オンリーワンのものでもありますので、それをぜひ見ていただくと。そうすることによって、出番にもつながり、地元の方々の継承の機運の醸成、あと後継者づくりにも寄与できると私は考えております。

ですから、そういった年間を通した計画とか、そういったことはできないのでしょうか。その辺まで教えていただけませんか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

今、生島議員から年間を通しての計画ということでございますけども、今、通告書にございます2回といったところを、5月26日のポナン社のル・ソリアルを受け入れたということで3回という訂正があったかと思うんですけども。こちらについては、私ども国際クルーズにつきましては、大体半年ぐらいで要請があるというのは把握できるんですけども、その前の4月受入れのにつぼん丸につきましては、今回は本当にこちらのほうの調整が全くできてない状況でございました。

ですから、こういったところも商船三井さんとも今回こういった受入れに差し当たって、後でそういった協議も行っておりますので、今後につきましては、事前に分かれば観光物産協会さんとも協議をしながら、そういった文化PRに向けても動けるのかなと思います。

今回の対策も事前には行っておりまして、お声かけをして、一応、最初は参加の意向でございました。でも、最終の対策会議でキャンセルということで承っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ぜひそのようにして、それがもう慣例化になっていただければと、なるようになればいいかなと思っております。

そこで関連して教育長にお伺いしたんですけども、喜界町の文化財保護条例です。この中にもありますけども、第1条では文化財の保存及び活用がうたわれております。でありますけども、活用に関する規定が活用とうたわれてますけども、活用に関する具体的なことがありません。そういった規定なども設けていただいて、そういった喜界町の基本方針でもあります郷土教育の推進や地域資源の活用したアカデミックな観光の推進、そして、歴史、文化を生かして、まちづくり・人づくりを目指すというのがありますので、そういったことでもう少し活用の面もうたったりできないのでしょうかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君に申し上げます。

質問は通告書の質問要旨に沿って行うように注意します。

○3番（生島常範君）

分かりました。はい、すいません。

○議長（榮 哲治君）

よろしいですか。

○3番（生島常範君）

はい。これもまた町民からの声でしたけども、分かりました。

それでは、次に関連しますので、2番目に移ります。

この資料を御覧ください。国指定、県指定、町指定とあります。これは喜界島の宝でございまして、町指定の文化財は見る機会はあるんですけども、この資料の中に表15で奄美遺産というのが出てきました。その奄美遺産について質問します。関してですけども。

奄美遺産というのは、巨樹、大きな木です。植物、年中行事など町内の全域を網羅した「シマの宝」一覧だと思っています。地域の資源であります。集落民も知らない方が多いのが実情であります。

もっと広く周知し、保存・継承・拡散の気運を盛り上げてはいかかと思えますけども、見解をお伺いいたします。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

この奄美遺産、通称シマ遺産とも呼んだりしているようでございますけれども、その周知、啓発及び経緯等についてお答えいたします。

奄美遺産は当時の記録あるいはまた関係者の情報などによりますと、平成28年、29年度にかけて、奄美群島文化財保護対策連絡協議会。事務局は教育事務所にあります。この協議会が群島内の様々な分野で、国や県、市町村の指定文化財に限らず、今もありましたけれども、伝統的な文化遺産や文化財を奄美遺産、シマ遺産として認定し、保存・継承や地域づくりなどに生かすことを目的に掲げた取組と考えられます。

当時、喜界町では各集落区長に文章で情報提供を依頼し、喜界町文化財保護審議会で審議した上で、その表にもございますけれども、2年間で19件の申請を行い、登録されました。

その後、奄美群島文化財保護対策連絡協議会では日本遺産への登録を目指したようですが、実現できず、同協議会としては奄美遺産に関する取組や活動は終了したことから、その後の活用や位置づけなどがやや曖昧になっている状況となっております。

現在、教育委員会としては、先ほどの奄美群島文化財保護対策連絡協議会にこれまでの詳しい経緯や他市町村の状況などを問合せをしているところであり、まだ来ておりませんが、その結果を基に、喜界町文化財保護審議会を中心に、本町におけるシマ遺産、奄美遺産の周知・啓発を含めて、今後の取扱いをどうするかについて、改めて協議してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

その資料が届いてから、また改めて検討するということですね。

先ほど通告外として指摘されましたけども、この奄美遺産ももっと周知・保存・継承の拡散の気運を盛り上げられないかと、私はここで述べました。実は町の文化財も同じなんです。同じと考えていただけると思います。

地域の方々に周知していただくには、例えば集落の公民館に案内板を設置するとか、もしくは集落の公民館の中にパネルを設置していただくとか。無形の文化財ですので、見えませんので。ですから、見える化といいますか、見ていただいて、代表者が代わっても、区長さんが代わっても、集落民がちゃんと継承できるような、記憶の中から消えないように、そういった仕組みをつくっていけないかということなんです。

それはまた町単独でも考えられないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

地区全体としては、先ほど申し上げたとおりなんですけども、発端は宇検村、それから、奄美市、あと徳之島町でしたか、3町の取組から始まって、地区全体に広げようということで、この奄美遺産というのが、取組が始まったという経緯があるようなんです。詳しくは今、問合せしてるところなので、今、得ている情報ではそういうことをございまして。それが先ほど言った平成30年あたりで一旦この活動、もう協議会としては、地区としては終了しますよということ研修会で明言してるようなんです。

ですから、先ほど申し上げたとおり、その後、それぞれの活動がやや曖昧あるいは停滞しているとはあるかと思えます。じゃあその取扱いを今後どうしていくかについても含めて、文化財審議会で協議してまいりたいと思っております。

もし、周知、啓発を進めるとなれば、今、御提案がありました、そういった立て看板等含めた何らかの形で周知、啓発をしていくことになろうかと思えます。そういうことも含めて、改めて協議していくということを文化財保護審議会とも確認をしております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ぜひ資料が返ってきましたら、文化財保護審議会のほうでも一緒になって、また検討していただければと思っております。

もう繰り返しになりますけども、有形文化財と違って無形は見えませんので、ですから、見える化してほしいということです。

ただ、今はやりのSNSだけでは、地元の人でもどうでしょうか。3割ぐらいしかそれを頻繁に活用してる人はいないと思えます。

ですから、それでまた島外から来た方にもすぐ一目瞭然で分かるように、「あ、こういうことがあるんだな」ということはちゃんと周知できるように。そしてまた、地元の方々は自分たちの村の宝なんだということを誇りを持って伝えられるような仕組みづくりと一緒に考えていけたらと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

3番目になりますけども、これは先ほどの回答で難しいかもしれませんが、一応……。

奄美遺産の中で、私の集落なんですけども、上嘉鉄の八月踊りが島の唄と踊りとして平成28年度に指定されております。集落民としてはこの上ない光栄なんですけども、島内からは3年に及んだコロナ禍と高齢者の引退などにより、継承の難しさの声が聞こえております。

人づくりと保存・継承の気運醸成のため、「喜界島八月踊り」（喜界町全集落）という指定もできないかと考えたんですけども、奄美遺産というのはもう活用は、登録申請は終わったということですね。

でしたら、奄美遺産が難しいようでしたら、この時期でございます、価値は同じでございますので、町指定無形文化財に喜界島の八月踊り（喜界町全域）というような指定ではできないものかと思っております。

言葉同様、八月踊りは全集落が保存・継承の面でも危機的な状況にあります。ちょっとずれますけども、回答を聞いて、若干内容を変えました。奄美遺産が難しければ、町の文化財のほうにも推薦できないかと。「喜界島の八月踊り」（喜界島全集落）で指定できないかと思いますけども、見解を聞かせてもらえますか。

○議長（榮 哲治君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

今あったとおり、もう奄美遺産としての活動、取組は終了しているということでございますので、奄美遺産としての申請登録は現実的に難しいと、不可能だとは思いますが。

じゃあ町独自でということですがけれども、町の文化財保護審議会の中に伝統文化に関する項目も入っておりますので、それについて、また、奄美遺産の一環として、流れとしてやっていくのか、あるいはまた別の活動として、そういった全集落の八月踊りも含めた無形の伝統文化といったものの取扱いについても、教育委員会から審議会のほうに諮問して、協議していきたいと考えております。

ここで、結論は出せないかと思っております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

それでは、審議会のほうからのまた回答などを参考にさせていただいて……。

これは奄美遺産が将来においてどういうふうになるかってのも、まだ分からないということなんです。これが消える可能性もあるかもしれないって、なくなってしまうこともあるということ……。それも分からないわけですね。はい、分かりました。

じゃあ、それはまたもし分かった時点で教えていただければと思っております。それからまた、この議論をしたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもうふくんで一た。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで一般質問を終わります。

- △ 日程第6 承認第1号 令和4年度喜界町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- △ 日程第7 承認第2号 令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- △ 日程第8 承認第3号 令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- △ 日程第9 承認第4号 令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- △ 日程第10 承認第5号 令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- △ 日程第11 承認第6号 令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第6、承認第1号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてから、日程第11、承認第6号、令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてまで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、承認第1号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第9号）ほか5件について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

承認第1号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第9号）でございますが、歳入歳出それぞれ7,525万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億8,138万2,000円とするものがございます。

繰越明許費の追加及び変更につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正のとおり、追加するものは、湾集落公民館塗膜防水事業、大型トラック購入事業でございます。変更し増額するものは、出産子育て応援寄附金事業、喜界町農産物加工販売施設実施設計業務委託でございます。一方、変更し減額するものは、コワーキング施設等整備事業、道路改良工事町単独事業でございます。

地方債の変更につきましては、8ページの第3表、地方債補正のとおり、変更し減額するものは、過疎対策事業債、辺地対策事業債、公営事業建設事業債でございます。

それでは、2ページから6ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、2ページから4ページにかけて款ごとに補正の増減を上げてありますが、合計しまして4ページのとおり7,525万7,000円の減で、補正後の歳入は72億8,138万2,000円となっております。

次に、歳出でございますが、5ページをお願いします。

歳出の増額するものは、総務費3億1,305万8,000円を増額いたしました。主な増額の理由は、減債基金積立金、公共施設整備基金積立金の増額によるものでございます。

一方、歳出の減額するものは、議会費457万2,000円、民生費1億3,028万6,000円、衛生費8,468万4,000円、農林水産業費8,916万2,000円、商工費741万4,000円、土木費2,635万3,000円。6ページをお願いします。消防費890万1,000円、教育費3,600万8,000円、公債費93万5,000円を減額いたしました。各種事業等の執行残による減額でございます。

次に、承認第2号、令和4年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ2,052万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,358万7,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ323万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,112万8,000円といたしました。

事業勘定の減額の主な理由は、保険給付費の一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の減額によるものでございます。直営診療施設勘定の減額は執行残でございます。

次に、承認第3号、令和4年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,227万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,827万6,000円といたしました。

減額の主な理由は、保険給付費の介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス等費の減額によるものでございます。

次に、承認第4号、令和4年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ806万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,857万円といたしました。

減額の主な理由は、保健事業費の一体的実施事業費の減額によるものでございます。

次に、承認第5号、令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億416万6,000円といたしました。

地方債の変更につきましては、4ページの第2表、地方債補正のとおり、変更し減額するものは下水道事業債でございます。

歳出の増額の主な理由は、総務管理費の増額によるものでございます。

次に、承認第6号、令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ847万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,054万円といたしました。

繰越明許費の変更につきましては、4ページの第2表、繰越明許費補正のとおり、変更し増額するものは公営企業法適用推進業務、公共下水道施設整備費事業でございます。

地方債の変更につきましては、5ページの第3表、地方債補正のとおり、変更し減額するものは下水道事業債、辺地対策事業債でございます。

歳出の減額の主な理由は、総務管理費、施設管理費の執行残によるものでございます。

以上6件について御報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第1号から承認第6号までの6件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号から承認第6号までの専決処分の承認を求める6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、令和4年度喜界町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてから、承認第6号、令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてまでの6件は、承認することに決定いたしました。

△ 日程第12 承認第7号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第12、承認第7号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

承認第7号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

歳入歳出それぞれ6,397万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億3,013万8,000円とい

たしました。

増額の理由は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、新型コロナウイルスワクチン対策事業費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の追加によるものでございます。

以上、御報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号の専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分については、承認することに決定いたしました。

△ 日程第13 承認第8号 喜界町課設置条例の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第14 承認第9号 喜界町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（榮 哲治君）

日程第13、承認第8号、喜界町課設置条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第14、承認第9号、喜界町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまで、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

承認第8号、喜界町課設置条例の一部を改正する条例の専決処分について、ほか1件につき

まして、専決処分の御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

まず、承認第8号、専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

上程理由は、令和5年4月1日から農産物加工センターの所管課が企画観光課から農業振興課への変更と、水産業に関する所管課がまちづくり課へなることに伴い、必要な改正をするものでございます。

次に、承認第9号、専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

上程理由は、地方税法の改正に合わせて、所要の改正をするものでございます。

主な改正の内容は、森林環境税の賦課及び徴収に係る個人の町民税等について明記し、加えて語句の改正、軽自動車税の環境性能割の税率及び種別割の税率に係る見直し並びに運輸省令に規定する道路運送車両の保安基準の改定に準じた改正、たばこ税申告及び納付に係る様式の追加、附則中、肉用牛の売却に係る特例措置の令和6年度から令和9年度までの期限延長に伴う改正及び読替え、規定等の改正をするものでございます。

以上2件について、御報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第8号から承認第9号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから承認第8号から承認第9号までの専決処分の承認を求めの件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、喜界町課設置条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、承認第9号、喜界町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの2件は、承認することに決定いたしました。

-
- △ 日程第15 報告第3号 継続費繰越計算書について（一般会計）
 - △ 日程第16 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
 - △ 日程第17 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（農業集落排水事業特別会計）
 - △ 日程第18 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
 - △ 日程第19 報告第7号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（榮 哲治君）

日程第15、報告第3号、継続費繰越計算書について（一般会計）から、日程第19、報告第7号、繰越計算書について（水道事業会計）まで、以上5件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

報告第3号、継続費繰越計算書、ほか4件につきまして御報告申し上げます。

報告第3号、令和4年度喜界町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

繰り越した継続事業は、廃棄物処理施設整備費1億5,700万6,000円、喜界町地域脱炭素化事業検討及び堆肥センター官民連携施策検討業務事業1,058万円でございます。

報告第4号、令和4年度喜界町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

繰り越した事業は、湾集落公民館塗膜防水事業ほか16件で、翌年度繰越額合計は4億4,403万6,800円でございます。

次に、報告第5号、令和4年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

繰り越した事業は、農業集落排水基金積立金事業ほか1件で、翌年度繰越額合計は6,124万1,000円でございます。

次に、報告第6号、令和4年度喜界町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2号の規定により御報告いたします。

繰り越した事業は、公営企業法適用推進業務ほか1件で、翌年度繰越額合計は2,014万5,000円でございます。

次に、報告第7号、令和4年度喜界町水道事業会計予算の繰越額は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良事業の繰越額は8,443万5,000円ござい

ます。地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の事故繰越額は6,960万2,000円でございます。

以上5件について、御報告申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第20 議案第27号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第20、議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,946万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億4,960万6,000円とするものでございます。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の各款の増減について説明申し上げます。

歳入については全て増額でございます。県支出金27万円、財産収入372万2,000円、寄附金125万円、繰入金1,178万5,000円、諸収入244万円1,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、3ページをお願いします。

歳出についても全て増額でございます。総務費1,424万1,000円、農林水産業費177万4,000円、商工費6万8,000円、土木費208万円、教育費130万5,000円を増額するものでございます。

今回の補正予算の主なものは、喜界町光ブロードバンド管理費、脱炭素化推進費、地域おこし協力隊員の増額が主なものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議の上、決議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第27号については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第21 議案第28号 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

について

△ 日程第22 議案第29号 喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定について

○議長（榮 哲治君）

日程第21、議案第28号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第22、議案第29号、喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定についてまで、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

条例関係等につきまして、議案第28号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ほか1件について御説明を申し上げます。

まず、議案第28号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例を削るものでございます。

次に、議案第29号、喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定について御説明申し上げます。

快適な仕事環境を整え、飲食テナントやキッズスペースを併設することで、新たな観光施設として地域経済の活性化を図るため、喜界町観光・ビジネス拠点施設を設置する旨を規定するものでございます。

以上2件につきまして、御説明いたしました。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第29号についてまで以上2件は、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第23 議案第30号 令和5年度喜界島港（浦原地区）浚渫工事の工事請負契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第23、議案第30号、令和5年度喜界島港（浦原地区）浚渫工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第30号、令和5年度喜界島港（浦原地区）浚渫工事の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和5年度喜界島港（浦原地区）浚渫工事。

2、契約の方法、指名競争入札。指名業者、株式会社峰山建設、竹山建設株式会社、株式会社中村建設、株式会社前田建設、村上建設株式会社の5業者でございます。

3、契約金額、1金、8,868万1,000円。

4、契約の相手方、大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

工事内容は、泊地航路補助分の4,400立方メートル、それから泊地のこれは町単独分の843立方メートルでございます。なお工期につきましては、令和5年12月8日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、令和5年度喜界島港（浦原地区）浚渫工事の工事請負契約の締結については可決されました。

△ 日程第24 同意第1号 喜界町農業委員会委員の任命について（加島氏）

△ 日程第25 同意第2号 喜界町農業委員会委員の任命について（川村氏）

- △ 日程第26 同意第3号 喜界町農業委員会委員の任命について（嶺倉氏）
- △ 日程第27 同意第4号 喜界町農業委員会委員の任命について（山口氏）
- △ 日程第28 同意第5号 喜界町農業委員会委員の任命について（肥後氏）
- △ 日程第29 同意第6号 喜界町農業委員会委員の任命について（益田氏）
- △ 日程第30 同意第7号 喜界町農業委員会委員の任命について（要氏）
- △ 日程第31 同意第8号 喜界町農業委員会委員の任命について（直氏）
- △ 日程第32 同意第9号 喜界町農業委員会委員の任命について（芝山氏）
- △ 日程第33 同意第10号 喜界町農業委員会委員の任命について（廣氏）
- △ 日程第34 同意第11号 喜界町農業委員会委員の任命について（宮本氏）

○議長（榮 哲治君）

日程第24、同意第1号、喜界町農業委員会委員の任命について（加島氏）から、日程第34号、同意第11号、喜界町農業委員会委員の任命について（宮本氏）、以上11件を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

それでは、喜界町農業委員会委員の任命について、同意第1号から11号まで一括してお願いいたします。

次の者を喜界町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意第1号、住所、大島郡喜界町大字志戸桶1543番地、氏名、加島英郎、生年月日、昭和34年6月5日生まれ。

同意第2号、住所、大島郡喜界町大字塩道1485番地、氏名、川村英幸、生年月日、昭和33年12月20日生まれ。

同意第3号、住所、大島郡喜界町大字滝川541番地、氏名、嶺倉克己、生年月日、昭和32年8月9日生まれ。

同意第4号、住所、大島郡喜界町大字赤連2706番地の6、氏名、山口正幸、生年月日、昭和34年10月14日生まれ。

同意第5号、住所、大島郡喜界町大字湾208番地、氏名、肥後 剛、生年月日、昭和34年3月12日生まれ。

同意第6号、住所、大島郡喜界町大字荒木103番地、氏名、益田豊一、生年月日、昭和47年4月20日生まれ。

同意第7号、住所、大島郡喜界町大字中間1010番地の2、氏名、要 守、生年月日、昭和34年2月21日生まれ。

同意第8号、住所、大島郡喜界町大字羽里50番地、氏名、直 喜一郎、生年月日、昭和31年10月20日生まれ。

同意第9号、大島郡喜界町大字小野津916番地、氏名、芝山静男、生年月日、昭和22年8月6日生まれ。

同意第10号、住所、大島郡喜界町大字上嘉鉄160番地、氏名、廣 秀範、生年月日、昭和32年9月3日生まれ。

同意第11号、住所、大島郡喜界町大字花良治467番地、氏名、宮本一徹、生年月日、昭和53年3月1日生まれ。

以上11名でございます。

お手元に履歴書を添付してございます。それぞれ同氏の識見を通じて適任と思いますので、ぜひ同意していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号から同意第11号までの11件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号から同意第11号までの同意を求める11件を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第1号から同意第11号までの同意を求める11件について、同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、同意第1号、喜界町農業委員会委員の任命について（加島氏）から、同意第11号、喜界町農業委員会委員の任命について（宮本氏）、以上11件は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月13日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時40分

令和 5 年第 2 回喜界町議会定例会

令和 5 年 6 月 13 日

(第 2 日)

令和5年第2回喜界町議会定例会

令和5年6月13日（火曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第27号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第2 議案第28号 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第29号 喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定について
- 日程第4 議案第31号 K I K A I B A S Eの施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第32号 喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第33号 令和5年度電算用関連機器共同調達の物品売買契約の締結について
- 日程第7 議員派遣報告について
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	岩松利和君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	農業振興課長	武藤裕和君
教委総務課長	菊地典子君	まちづくり課長	徳勝志君
教委生涯学習課長	盛実君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	原田久吉君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第27号 令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第1、議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、野間弘也君。

[総務文教常任委員長野間弘也君登壇]

○総務文教常任委員長（野間弘也君）

おはようございます。報告申し上げます。

去る6月6日、本会議において当委員会に付託されました議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）の当委員会所管分の審査内容について、主なものを御報告申し上げます。

当委員会は全委員出席の下、審査期間を6月7日の1日間と定め、審査では担当課長の出席を求め、審査を行いました。

令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、予算総額に歳入歳出それぞれ1,946万8,000円を追加するものです。

総務課所管分について、ページは7ページ、款2総務費、項1総務管理費、目13諸費240万円は、宝くじ助成金を活用し、対象集落の備品購入費等の補助金で、今年度は前金久集落との説明がありました。

目15行財政改革対策費63万円は、地方の課題解決に取り組むため国の職員が地方応援隊となる事業を本町も令和4年度から取り組んでおり、これまで交流を行ってきました。今回、本町から交流人口増加に向けた取組を強化すべく、全国で同様の課題に取り組んでいる自治体職員、国の地方応援隊との意見交換会を開催したく、そのための旅費との説明がありました。

目23脱炭素化推進事業費183万3,000円は、脱炭素社会へ取り組むための協議会委員への報償金、先進地視察や電力会社、金融機関等との協議を行うための旅費などとの説明がありました。

次に、企画課所管分について、ページは同じく7ページ、目24ふるさと寄附金事業125万円は、PR販売の出店事業者への助成事業で、1事業者当たり25万円を助成するためとの説明がありました。

目26地域おこし協力隊費440万5,000円は、ジオパーク推進委員に審査員を新たに地域おこし協力隊員として採用するための経費との説明がありました。委員から、採用者はジオパーク関連に精通された方かとの質疑に、大学で選考し、前職の五島でも経験のある方との答弁がありました。

ページは8ページ、款6商工費、項1商工費、目2観光費6万8,000円は、当初予定されて

いなかったらっぽん丸寄港に伴うスタッフの食糧費との説明がありました。

次に、教育委員会生涯学習課所管分について、ページは8ページから9ページ、款9教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費130万5,000円は、国体が今年度鹿児島県で開催されることにより、本町では夏祭りに開催されますフネインカー競技がデモスポとなっており、そのための救助艇やライフジャケット購入、保険料、トイレ借上料、テント一式の購入費等との説明がありました。そのため、6ページ、歳入にあります県支出金国体補助金27万円が計上されております。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、当委員会に付託されました議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）の当委員会所管分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

続いて、産業福祉常任委員長、生駒 弘君。

[産業福祉常任委員長生駒 弘君登壇]

○産業福祉常任委員長（生駒 弘君）

おはようございます。

去る6月6日、本会議において産業福祉常任委員会に付託されました議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について、審査が終了しましたので報告いたします。

当委員会は、6月7日、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,946万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億4,960万6,000円とするものです。

農業振興課所管分について、歳入は6ページ、款21諸収入、項5雑入、目3雑入244万1,000円の増額のうち、畜産基盤再編総合整備事業負担金4万1,000円の増額で、農家負担分になります。

歳出は8ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目7糖業振興費53万3,000円の増額は、ゴマ機械助成金です。

目8畜産振興費4万1,000円の増額は、畜産基盤再編総合整備事業負担金の農家負担分を県の地域振興公社に納めるものです。

目17農地費120万円の増額は、4月の大雨で崩れた路肩の修繕料です。

まちづくり課所管分について、歳出は、款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費208万円の増額は、道路新設工事の労務単価の増額と週休2日制が導入され経費が上がったため増額するものです。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号、令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第28号 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

△ 日程第3 議案第29号 喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定について

○議長（榮 哲治君）

日程第2、議案第28号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第3、議案第29号、喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定についてまで、以上2件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、野間弘也君。

[総務文教常任委員長野間弘也君登壇]

○総務文教常任委員長（野間弘也君）

報告します。

議案第28号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類になったことにより、新型コロナウイルス感染症に対する特例の特殊勤務手当の条文を削除するものです。附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第29号、喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定について。旧荒木小学校を活用したコワーキングスペース、サテライトオフィス、キッズスペース等の施設設置条例を制定するもので、名称をK I K A I B A S Eとし、管理に関する事項や、4ページにあります使用料金等を設定するものです。

指定管理者については、町内から1者の応募があり、指定管理選考委員会で検討した結果、満場一致で、荒木集落のK I K A I B A S E管理組合、代表、益田辰也に決定した。なお、指定管理者の最終決定には議会の議決が必要なため、最終本会議において追加議案として提出

する運びとなっているとの説明がありました。

委員から、施設のPRや周知についての質疑に、特に島外向けへの周知を図る必要がある。サイトの構築を図り、ネットから予約をできるなど取り組んでいきたい。

委員から、コワーキングスペースの使用料については1人当たりの使用料と記載が必要ではないかの質疑に、規則で定めるなど適正に対応するとの答弁がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、議案第28号から議案第29号までは、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号から議案第29号まで、以上2件を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第28号から議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第29号、喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定についてまで、以上2件については原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第31号 K I K A I B A S Eの施設の指定管理者の指定について

○議長（榮 哲治君）

日程第4、議案第31号、K I K A I B A S Eの施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。先ほど議決いただきました議案第29号、喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の第9条で、施設の管理は法人またはその他の団体であって町が指定する者に行わせることができるとございます。その施設の管理につきまして、議案第31号を追加上程するものでございます。

それでは、御説明申し上げます。

議案第31号、K I K A I B A S Eの指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称、K I K A I B A S E。

2、指定管理者に指定する団体、鹿児島県大島郡喜界町荒木91番地、K I K A I B A S E管理組合。

3、指定する期間、令和5年7月1日から令和10年6月30日まででございます。

上程理由といたしましては、K I K A I B A S Eの管理につきまして、施設の清掃など、快適な仕事環境を整え、サテライトオフィス、コワーキングスペースの予約管理や、飲食テナント、キッズスペースを併設し運営を行い、新たな観光施設として地域経済の活性化を図るため、管理を行わせる指定管理者を指定したいので、喜界町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号、K I K A I B A S Eの施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第32号 喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第5、議案第32号、喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第32号、喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

第2条の表、喜界町お試し移住用施設しまな一はうすの項の中で、1461番地を1773番地に改めるものでございます。

上程理由は、施設の位置につきまして、番地の確認不足により誤った登録がされていたため、今回正しく修正するものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号、喜界町お試し移住用施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第33号 令和5年度電算用関連機器共同調達の商品売買契約の締結につ

いて

○議長（榮 哲治君）

日程第6、議案第33号、令和5年度電算用関連機器共同調達の商品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

議案第33号、令和5年度電算用関連機器共同調達の商品売買契約の締結について御説明申し上げます。

財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容ですが、1、契約目的は、令和5年度電算用関連機器共同調達商品売買契約。

2、契約の方法は、指名競争入札。

3、契約金額は、1,411万5,750円。

4、契約の相手方は、鹿児島市東開町4番地104号、株式会社南日本情報処理センター、代表取締役中村 洋でございます。

電算用機器共同調達につきましては、鹿児島県市町村行政推進協議会が、各市町村の電算関連経費の削減を図るために実施しております事業でございます。

指名業者につきましては、株式会社九州日立システムズ南九州支店、富士電通株式会社、株式会社南日本情報処理センター、ユニバーサルソフト株式会社の4社でございます。

購入物品は、本町の個人番号利用事務で使用いたしますデスクトップパソコン100台を中心に、業務で使用いたしますノートパソコン、プリンター等となっております。デスクトップパソコン及びノートパソコンのスペックにつきましては、OSはウィンドウズ10、メインメモリが8ギガバイト、ストレージSSDの256ギガバイトを標準装備としております。

以上、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号、令和5年度電算用関連機器共同調達の物品売買契約の締結については可決されました。

△ 日程第7 議員派遣報告について

○議長（榮 哲治君）

日程第7、議員派遣報告についてを議題とします。

議員派遣報告の申出がありますので、発言を許可します。

総務文教常任委員長、野間弘也君。

[総務文教常任委員長野間弘也君登壇]

○総務文教常任委員長（野間弘也君）

行政施設調査を行いましたので報告申し上げます。

去る5月11日、知名町で開催されました議員大会に合わせ、和泊町にて行政施設視察研修を行いましたので、御報告申し上げます。

1点目、NPO法人心音の多機能型事業所サランセンターについて。

理事長の安徳さんは、同施設で施設長を務める奥様との出会いをきっかけに、20年前に沖永良部に来島し、島で生活をする中で見えてきた地域課題で最も重要と捉えた子育て世帯の多様化した課題、不登校児、発達障がい児、貧困世帯が地域的に表面化しづらい現状が子供の生きづらさであることを痛感し、島の方々の役に立つことをしたいとの思いから、平成28年にサランセンターを建設いたしました。

施設では、オンライン学習、探究学習、プログラミング学習、けん玉、将棋、ダンスなどの様々な視点からの学習を行っております。

5名の職員が、月曜から金曜まで常駐し、学習を行っております。職員は、保育士、教員免許、臨床心理士などの免許を取得された方々です。

サランセンターは、県の認可であるため利用回数が決められていること、町の認定を受けなければ利用できない課題があり、実情に合った施設が必要と感じ、同敷地内に子供たちの第三の居場所ダ・ヴィンチを建設しました。

施設は、様々な状況から学校に登校することが困難となっている子供たちの個々の特性に寄り添い支援を行う施設で、サランセンターと同様に、子供たちの個々の状況に合わせた多様な学習を行っております。ダ・ヴィンチでは、昼食、夕食の食事提供、入浴などの生活支援も行っております。お話を伺いながら、ここまでやるのか、ここまでできるんだと感じました。

また、教員免許を取得した職員が対応していることや各学校と密に連携を図ることで、利用

する子供たちは学校での出席扱いとなるそうです。

施設は、一つの敷地内に二つの施設が向かい合って迎えて建てられており、二世帯住宅のような造りで、清潔で明るい印象を受けました。

様々な免許を取得した職員の確保については、鹿児島県の志学館大学と連携を図り、実習生を受け入れるなど、職員確保につなげております。

重要となる予算、資金については、国庫補助金や日本財団の補助金等を最大限に活用しています。サランセンターは国庫補助金を活用し、ダ・ヴィンチの運営は、建設費用3,800万円は日本財団から、また、運営費として月額120万円を3年間活用しています。しかし、運営補助金の期限が切れる4年後からは独自で運営費を確保しなければならず、課題となっております。町当局と協議を重ね、継続して運営が行えるよう取り組んでいるところでございます。

理事長、施設長の安徳夫婦のお話を伺い、子供たち一人一人それぞれの能力を引き出し、それぞれの得意を生かすことで、日々前向きに、目標を持って育てていくお手伝いをしていく、その思いが強く伝わってきました。

2点目、和泊町議会タブレット導入について。

和泊町では令和3年2月からタブレットを導入しており、議会17台、執行部18台、計35台を、地方創生臨時交付金580万円を活用し購入しています。

導入に当たっては、平成30年からセミナーへの参加、指宿市議会先進地視察などを行い、令和3年1月に和泊町議会タブレット端末の貸与及び運用に関する規程で、禁止事項、会議中の禁止事項等を制定、また、和泊町議会規則の一部を改正するなどし、運用を開始しております。

導入に当たってのポイントは、いつでも、どこでも、誰でもの情報共有、必要な資料を簡単に検索できる検索性、書類の保管スペースの削減、印刷、ホッチキス留めなどの作業の効率化、紙の使用削減による環境負荷軽減などが挙げられました。

導入システムは、東京インタープレイ株式会社のSideBooksペーパーレス会議システム、端末はiPadを使用しており、現地で実際に使用しましたが、シンプルで非常に見やすく、使いやすく感じました。

導入後の効果として、議案等の差し替え、会議録の検索が容易になる、通知文などの連絡手段に活用できるなどを挙げられました。

今後の課題については、自宅にWi-Fi環境がない場合に通知文等の連絡が確認されない。データが増加しシステムの容量を増やす必要、データの保存年数を決める必要がある。操作に慣れない方もおり定期的な操作研修が必要。Wi-Fi環境下でしか使用できず、SIM付きのほうがよかったのではないかと課題が挙げられました。

メリット・デメリットありますが、全体では労働力の削減に大きく役割を果たしているとのことでした。

本町でも、町長の施政方針もあり、取組に向け協議が進められますDXの取組の中で、タブレット端末の活用を早期に実現できるよう、執行部と協議をし、進めていければと考えるところです。

今回の研修で、時代、環境の変化があるからではなく、いつの時代も子供たちの第三の居場所の確保の必要性は、自分自身、子育てをしている親として感じております。その形が、祖父

母や近所、地域だったものが、専門的なノウハウを持つサランセンターのような施設に変化してきているのだと感じました。

また、タブレットなどのICTを活用したDXの取組は、人口減少による働き手不足の代役として活用すべきではないかと感じ、どちらにしても、人が人らしく幸福度を感じながら生きる、その原点をしっかりと肝に据えた上で、短期的、中長期的な施策、取組を行うことが大事ではないかと感じるところでございました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これで議員派遣報告を終わります。

△ 日程第8 議員派遣の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第2回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第27号 議案第28号 議案第29号	令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 喜界町観光・ビジネス拠点施設設置条例の制定について
産業福祉 常任委員会	議案第27号	令和5年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について